

第1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

1 猟銃・空気銃所持者の社会的責任

- 1 ○ 日本は、銃に対して厳しい規制が行われており、それが良好な治安を維持してきた大きな要因であると言われている。
× 日本は、銃に対して厳しい規制が行われており、猟銃等による事件や事故は発生していないため、所持者一人一人の規範意識と社会的責任が問われることはない。
- 2 ○ 銃は、本来遠くにいる動物の捕獲や人を殺すための道具として作られたものであり、危険なものである。
× 銃は、本来遠くにいる動物の捕獲や人を殺すための道具として作られたものであり、社会生活上有用な役割を果たすことは少ない。
- 3 ○ 猟銃や空気銃は、都道府県公安委員会の許可や認定を受けることにより所持することができる。
× 猟銃や空気銃を所持した場合は、速やかに都道府県公安委員会の許可や認定を受けなければならない。
- 4 ○ 猟銃や空気銃を所持するための許可や認定を受けるには、一定の厳しい条件を満たす必要がある。
× 必要な講習会等を受講したことを証明する書面を届け出れば、誰でも猟銃や空気銃を所持するための許可や認定を受けることができる。
- 5 ○ 猟銃や空気銃を所持することができる人は一定の厳しい条件を満たした人であり、許可を受けた銃を社会に役立たせることが期待されている。
× 猟銃や空気銃を所持する人には銃を有益に使用・活用することが期待されているが、その責任を全うする義務があることを自覚することまでは求められていない。
- 6 ○ 猟銃や空気銃を所持する人は、銃の危険性を理解し、「猟銃や空気銃に

- よる事故を起こさない。」という理念を強く持つ必要がある。
- × 猟銃や空気銃を所持する人が猟銃や空気銃による事故を起こさないよう細心の注意を払うことは、緊張感等から事故に繋がるため好ましくない。
- 7
- 猟銃や空気銃による事件や事故を起こさないためには、銃砲刀剣類所持等取締法等の関係法令に習熟する必要がある。
 - × 猟銃や空気銃による事件や事故を起こさないためには、銃砲刀剣類所持等取締法等の関係法令に習熟することよりも、技能を向上させることが必要である。

2 猟銃・空気銃の所持に関する法令

(1) 猟銃・空気銃の所持の禁止と除外事由

- 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法は、原則として銃砲を所持することを禁止している。
 - × 銃砲刀剣類所持等取締法は、社会生活上必要がある場合でも銃砲刀剣類を所持することを一切禁止している。
- 2
- 都道府県公安委員会の所持許可は、猟銃や空気銃の所持を一定の場合に限り特別に認めるものである。
 - × 都道府県公安委員会の所持許可は、以後の猟銃や空気銃の自由な所持を認めるものである。
- 3
- 猟銃や空気銃の「所持」とは、物に対する事実上の支配をいい、その形態として保管、携帯、運搬等がある。
 - × 猟銃や空気銃の「所持」とは、物に対する事実上の支配ではなく、所持許可証を持っていることをいう。
- 4
- 許可を受けた猟銃や空気銃を所持する者が、知人に猟銃や空気銃を預けた場合には、渡した本人も、預かった者も法律違反になる。
 - × 許可を受けた猟銃や空気銃を所持する者が、知人に猟銃や空気銃を預けた場合には、渡した本人は法律違反になるが、預かった者は法律違反にならない。
- 5
- 許可を受けた猟銃や空気銃を所持する者が、修理のために家族に猟銃

や空気銃を持って行かせた場合には、本人だけでなく、その家族も法律違反になる。

- × 猟銃や空気銃を修理する場合には、所持許可を受けた者の家族も猟銃や空気銃を所持することができる。
- 6
- 技能検定や教習射撃場において射撃教習を受ける場合には、射撃場の猟銃を持つことができる。
 - × 技能検定や教習射撃場において射撃教習を受ける場合には、譲渡等承諾書に記載されている銃を持参して受けなければならない。
- 7
- 練習射撃場において射撃練習を行う場合は、自分の銃ではなく、射撃場の練習用備付け銃で練習することができる。
 - × 練習射撃場において射撃練習を行う場合は、譲渡等承諾書に記載されている銃を持参して受けなければならない。

(2) 所持許可制度

① 基本的な考え方

- 1
- 猟銃や空気銃について、1丁の銃の所持許可を2人以上で受けることは認められない。
 - × 猟銃や空気銃について、1丁の銃を2人以上で共同して所持許可を受けようとする場合には、その旨を届け出る必要がある。
- 2
- 一人で数丁の銃を所持しようとする場合には、銃ごとに所持許可を受ける必要がある。
 - × 一人で数丁の銃を所持しようとする場合には、1丁目は所持許可を受け、2丁目以降は届出をすることで所持することができる。
- 3
- 猟銃や空気銃の所持許可を受けるためには、住所地を管轄する警察署に申請する必要がある。
 - × 猟銃や空気銃の所持許可を受けるためには、住所地又は銃を使用しようとする場所を管轄する警察署に申請する必要がある。
- 4
- 猟銃や空気銃の所持許可申請は、銃を譲り受ける前に必ずしなければならない。
 - × 猟銃や空気銃の所持許可申請は、銃を譲り受けた日から20日以内に

しなければならない。

- 5 ○ 猟銃や空気銃の所持許可を受ける前に銃を譲り受けると不法所持の罪に問われる可能性がある。
× 猟銃や空気銃の所持許可の申請をしていれば、許可を受ける前に銃を譲り受けすることができる。
- 6 ○ 猟銃や空気銃の所持許可は、それを「狩猟」、「有害鳥獣駆除」、「標的射撃」に使用する目的のある者が受けることができる。
× 猟銃や空気銃の所持許可は、それを「狩猟」、「有害鳥獣駆除」、「標的射撃」、「観賞用（遺品含む）」に使用する目的のある者が受けることができる。
- 7 ○ コレクションを目的として猟銃や空気銃の所持許可を受けることはできない。
× コレクションを目的として猟銃や空気銃の所持許可を受ける場合は、狩猟や標的射撃を目的とする場合よりも条件が緩和されている。
- 8 ○ 故人の遺品を保管することを目的として猟銃や空気銃の所持許可を受けることはできない。
× 故人の遺品であることを証明すれば、遺品として猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。
- 9 ○ 猟銃や空気銃の用途の「狩猟」とは、原則として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に従って狩猟鳥獣を捕獲等することをいう。
× 猟銃や空気銃の用途の「狩猟」とは、狩猟期間に限ることなく鳥獣を捕獲等することをいう。
- 10 ○ 猟銃や空気銃の用途の「有害鳥獣駆除」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の管理の目的での鳥獣の捕獲等や同法に基づかない有害鳥獣の駆除等をいう。
× 猟銃や空気銃の用途の「有害鳥獣駆除」とは、田畑等に被害を生じさせるおそれのある鳥獣の駆除や駆逐をする場合のみをいう。
- 11 ○ 猟銃や空気銃の用途の「標的射撃」とは、公安委員会が指定した射撃場において、クレー射撃、ライフル射撃、空気銃射撃等を行うことをいう。

- × 猟銃や空気銃の用途の「標的射撃」とは、公安委員会が指定した射撃場又は広場などこれに準じる場所において、クレー射撃、ライフル射撃、空気銃射撃等をするをいう。

② 許可の要件

- 1
 - 都道府県公安委員会は、猟銃や空気銃の所持許可申請があった場合、その全てを許可するわけではない。
 - × 都道府県公安委員会は、猟銃や空気銃の所持許可申請があった場合、原則として許可することになっており、そのために条件を付すことがある。

- 2
 - 猟銃や空気銃を悪用するおそれのある人は、その所持許可を受けることができない。
 - × 猟銃や空気銃を悪用するおそれのある人は、猟銃等保管業者に銃の保管を委託することにより、所持許可を受けることができる。

- 3
 - 構造上危険のある猟銃や空気銃は、所持許可の対象にならない。
 - × 構造上危険のある猟銃や空気銃は、一定の威力を超えない場合に限り所持許可の対象になる。

- 4
 - 原則として、20歳未満の人は、猟銃の所持許可を受けることができない。
 - × 原則として、22歳未満の人は、猟銃の所持許可を受けることができない。

- 5
 - 原則として、18歳未満の人は、空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 原則として、20歳未満の人は、空気銃の所持許可を受けることができない。

- 6
 - 精神障害など一定の病気がある人は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 精神障害など一定の病気がある人は、家族等の同意がなければ猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。

- 7
 - 原則として、統合失調症、そう鬱病、てんかん等の病気にかかっている人は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。

- × 統合失調症、そう鬱病、てんかん等の病気にかかっている人は、医師の診断書を提出することにより猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。

- 8 ○ 認知症である人は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 認知症である人は、家族等の同意がある場合に限り猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。

- 9 ○ アルコールや薬物などの中毒者は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × アルコールや薬物などの中毒者であっても、その程度が軽い場合は猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。

- 10 ○ やって良いことと悪いことの区別がつかない人や悪いと分かっていることをやってしまう人などは、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × やって良いことと悪いことの区別がつかない人や悪いと分かっていることをやってしまう人などは、家族等の同意がなければ猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。

- 11 ○ 住居の定まらない人は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 住居の定まらない人は、猟銃等保管業者に銃を保管委託することにより猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。

- 12 ○ 原則として、猟銃や空気銃の所持許可を取り消された人は、その後5年間又は10年間、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 猟銃や空気銃の所持許可を取り消された場合、その後は猟銃や空気銃の所持許可を受けることが一切できなくなる。

- 13 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法に違反して罰金刑を受けた人は、一定の期間、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法に違反して罰金刑を受けた人は、罰金を納付することにより、納付した次の日から猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。

- 14 ○ 原則として、人にけがを負わせて罰金刑になった人は、一定の期間、猟

銃や空気銃の所持許可を受けることができない。

- × 人にけがを負わせて罰金刑になった人は、罰金を納めた日から起算して3ヵ月を経過した日から、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。
- 15
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく禁止命令を受けた人は、その後3年間、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく禁止命令を受けた人は、命令の内容を遵守する旨の誓約をすることにより、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。
- 16
- 暴力団関係者は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 暴力団関係者は、一定の要件を満たさなければ、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
- 17
- 自殺をするおそれがある人は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 過去に自殺未遂や自傷行為をした人は、親族等の同意を得た場合に限り猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。
- 18
- 強盗や傷害などの凶悪な罪に当たる違法な行為をした人は、その行為をした日から起算して10年間、猟銃の所持許可を受けることができない。
 - × 強盗や傷害などの凶悪な罪に当たる違法な行為をした人は、判決が確定した日から起算して5年間、猟銃の所持許可を受けることができない。
- 19
- 申請をするときに、書類にうそを書いたり本当のことを書かない人は、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができない。
 - × 申請をするときに、書類にうそを書いた場合であっても、内容を訂正することにより、猟銃や空気銃の所持許可を受けることができる。
- 20
- 散弾銃の場合、弾倉に3発以上の実包が装填できる構造のものは所持許可の対象とならない。
 - × 散弾銃の場合、弾倉に3発以上の実包が装填できる構造のものを所持許可の対象としている。

- 21 ○ 銃の全長が一定の長さ以下の猟銃や空気銃は、所持許可の対象とならない。
× 銃の全長が一定の長さを超える猟銃や空気銃は、所持許可の対象とはならない。
- 22 ○ 消音装置が装着されている銃は、所持許可の対象とならない。
× 消音装置が装着されている銃は、原則として許可の対象とならないが、正当な理由がある場合は装着することができる。
- 23 ○ 猟銃や空気銃の所持許可を受けようとする者で、許可申請書を提出した日において75歳以上である者は、公安委員会が行う認知機能検査を受検する必要がある。
× 猟銃や空気銃の所持許可を受けようとする者で、許可申請書を提出した日において65歳以上である者は、公安委員会が行う認知機能検査を受検する必要がある。
- 24 ○ 猟銃や空気銃の所持許可を初めて受けようとする者は、必ず初心者講習会を受けて講習修了証明書の交付を受ける必要がある。
× 猟銃や空気銃の所持許可を初めて受けようとする者は、技能検定を受ける場合を除き、初心者講習会を受け、講習修了証明書の交付を受ける必要がある。
- 25 ○ 講習修了証明書は、所持許可申請や更新申請のときに提示する必要がある。
× 講習修了証明書は、所持許可申請や更新申請のときに提示する必要があるが、原本の代わりに写し（コピー）を提示することも可能である。
- 26 ○ 現に猟銃の所持許可を受けていて、有効期間内の技能講習修了証明書を有している人が、新たに同じ種類の猟銃等の所持許可を受ける場合、射撃教習や技能検定を受ける必要はない。
× 猟銃の所持許可を受けている人が、新たに同じ種類の猟銃等の所持許可を受けようとする場合には、1銃1許可のため必ず射撃教習や技能検定を受けなければならない。
- 27 ○ 射撃教習や技能検定は、猟銃の所持許可の欠格事由（年齢要件を除く。）に該当する人は受けることができない。
× 射撃教習や技能検定は、猟銃の所持許可の欠格事由（年齢要件を除く。）に該当する人であっても受けることができる。

- 28 ○ 教習修了証明書や技能検定合格証明書は、許可時において、証明書の交付の日から1年を経過していないことが必要である。
× 教習修了証明書や技能検定合格証明書は、許可時において、証明書の交付の日から3年を経過していないことが必要である。
- 29 ○ 教習修了証明書や技能検定合格証明書は、所持許可申請のときに提示する必要がある。
× 教習修了証明書や技能検定合格証明書を受け取る前に所持許可申請をすることができる。
- 30 ○ ライフル銃を所持するためには、その他の猟銃を所持する場合に加えて、より多くの要件を満たす必要がある。
× ライフル銃を所持するためには、継続して5年以上猟銃又は空気銃の所持許可を受けていることが必要である。
- 31 ○ 獣類の捕獲を職業としている人は、継続して10年以上猟銃の所持許可を受けていなくてもライフル銃を所持することができる。
× 獣類の捕獲を職業とする人はライフル銃を所持することができ、その後獣類の捕獲を職業としなくなった場合でも、技能が高ければ引き続きライフル銃を所持することができる。
- 32 ○ 事業被害防止のためにライフル銃による獣類の捕獲を行う人は、継続して10年以上猟銃の所持許可を受けていなくてもライフル銃を所持することができる。
× 事業被害防止のためにライフル銃による獣類の捕獲を行う人はライフル銃を所持することができるが、その事業について被害防止の必要がなくなった場合でも、技能が高ければ引き続きライフル銃を所持することができる。
- 33 ○ 標的射撃のためにライフル銃の所持許可を受けるためには、日本スポーツ協会から推薦を受ける必要がある。
× 標的射撃のためにライフル銃の所持許可を受けるためには、当該ライフル銃を使用しようとする射撃場の管理者から推薦を受ける必要がある。

③ 射撃練習

- 1 ○ 射撃練習とは、練習射撃場で練習用備付け銃を使用して行う射撃をいう。
× 射撃教習とは、教習射撃場で現に所持許可を受けて所持する猟銃等を使用して行う射撃をいう。
- 2 ○ 現に猟銃や空気銃の所持許可を受けていなくても、都道府県公安委員会から練習資格認定証の交付を受けた人は、射撃練習を行うことができる。
× 都道府県公安委員会から練習資格認定証の交付を受けることができる者は、現に猟銃等の所持許可を受けている者に限られる。

④ 所持許可証の交付及び猟銃・空気銃の確認

- 1 ○ 所持許可証が交付されて初めて、所持許可を受けた銃を所持することができる。
× 教習資格認定証が交付されて初めて、所持許可を受けた銃を所持することができる。
- 2 ○ 銃を譲り受けるときには、所持許可証を相手に提示しなければならない。
× 銃を譲り受けるときには、所持許可証又は教習資格認定証を相手に提示しなければならない。
- 3 ○ 所持許可を受けた銃を譲り受けたときは、14日以内に所持許可を受けた警察署に銃と所持許可証を持参し、確認を受けなければならない。
× 所持許可を受けた銃を譲り受けたときは、30日以内に所持許可を受けた警察署に銃と所持許可証を持参し、確認を受けなければならない。

⑤ 所持許可証の書換え及び再交付

- 1 ○ 引っ越しなどで住所が変わったときは、所持許可証の書換えを受けなければならない。
× 引っ越しなどで住所が変わっただけでは、所持許可証の書換えを受ける必要はない。
- 2 ○ 所持許可を受けた散弾銃をライフル銃に改造するなど、同一性を失わ

- せる程度に銃を改造するときは、新たな所持許可を受ける必要がある。
- × 所持許可を受けた散弾銃をライフル銃に改造するなど、同一性を失わせる程度に銃を改造するときは、所持許可証の書換えを受けなければならない。
- 3
- 所持許可証をなくしたり、盗まれたりしたときには、速やかに再交付の申請をしなければならない。
 - × 所持許可証をなくしたり、盗まれたりしたときには、30日以内に再交付の申請をしなければならない。
- 4
- 所持許可証の再交付を受けた後に、亡失等した所持許可証を回復したときには、住所地を管轄する警察署に回復した旧所持許可証を返納しなければならない。
 - × 所持許可証の再交付を受けた後に、亡失等した所持許可証を回復したときには、回復した旧所持許可証を細断するなど復元できないようにして廃棄しなければならない。

⑥ 所持許可の条件

- 1
- 銃の所持許可に際して、「銃を猟銃等保管業者に保管させること」等の条件が付されることがある。
 - × 銃の所持許可に際して、「銃を猟銃等保管業者に保管させること」等の条件が付されることがあるが、これを遵守しなかった場合でも許可が取り消されることはない。
- 2
- 銃の所持許可の条件は、所持許可を受けた後であっても新たに付加されることがある。
 - × 銃の所持許可の条件は、所持許可を受けた後には、変更されたり、新たに付加されることはない。
- 3
- 銃の所持許可の条件に違反した場合には、所持許可を取り消されることがある。
 - × 銃の所持許可の条件に違反した場合には、指示処分を受けることになり、所持許可を取り消されることはない。

(3) 所持許可の更新とその手続

① 所持許可の有効期間

- 1
 - 狩猟、有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途での猟銃や空気銃の所持許可の有効期間は、所持許可を受けた日から3回目の誕生日が経過するまでの間である。
 - × 狩猟、有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途での猟銃や空気銃の所持許可の有効期間は、所持許可を受けた日から3年間である。

- 2
 - 狩猟、有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途で猟銃や空気銃を継続して所持する人は、所持許可を受けた日から3回目の誕生日ごとに所持許可の更新を受けなければならない。
 - × 狩猟、有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途で猟銃や空気銃を継続して所持する人は、所持許可を受けた日から3年ごとに所持許可の更新を受けなければならない。

- 3
 - 所持許可の更新手続をせずに有効期間が満了すると、所持許可が失効する。
 - × 所持許可の更新手続をせずに有効期間が満了すると、所持許可は自動的に更新される。

- 4
 - 所持許可の更新申請期間は、所持許可の有効期間が満了する日の2か月前から1か月前までの間である。
 - × 所持許可の更新申請期間は、所持許可の有効期間が満了する日の2か月前から前日までの間である。

② 認知機能検査

- 1
 - 猟銃や空気銃の所持許可の更新のために認知機能検査を受検する必要がある者であっても、有効期間が満了する5か月前から1か月前までの期間に道路交通法の認知機能検査を受けていることを証明する書類を提示すれば、認知機能検査を受検する必要はない。
 - × 猟銃や空気銃の所持許可の更新のために認知機能検査を受検する必要がある者は、道路交通法の認知機能検査を受けていることを証明する書類を有している場合であっても、必ず認知機能検査を受検しなければならない。

③ 猟銃等講習会

- 1 ○ 猟銃や空気銃の所持許可の更新を受けようとする者は、経験者講習会を受け、その講習を修了し講習修了証明書の交付を受けていなければならない。
× 猟銃や空気銃の所持許可の更新を受けようとする者は、射撃教習を受け、その教習を修了し教習修了証明書の交付を受けていなければならない。

④ 技能講習

- 1 ○ 猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、原則として技能講習を受け、技能講習修了証明書の交付を受けていなければならない。
× 猟銃に限らず、空気銃の所持許可の更新を受けようとする者も、原則として技能講習を受け、技能講習修了証明書の交付を受けていなければならない。
- 2 ○ 国民スポーツ大会に参加する選手として日本スポーツ協会から推薦を受けている人は、技能講習を受ける必要がない。
× 国民スポーツ大会に参加する選手として日本スポーツ協会から推薦を受けている場合でも、技能講習を受ける必要がある。
- 3 ○ 申請日において過去3年間指示処分を受けていないなど、一定の条件を満たす鳥獣被害対策実施隊員等は、技能講習を受ける必要がない。
× 鳥獣被害対策実施隊員等として活動している者であっても、その技能を確認するために必ず技能講習を受ける必要がある。
- 4 ○ 技能講習の種類は、「ライフル銃」、「ライフル銃以外の猟銃」の2種類がある。
× 技能講習の種類は、「ライフル銃」、「ライフル銃以外の猟銃」、「空気銃」の3種類がある。
- 5 ○ 技能講習は、受講者が許可を受けて所持する猟銃を使用して受講する。
× 技能講習は、教習射撃場に備付けている猟銃を使用して受講する。
- 6 ○ 同じ種類の猟銃を複数所持している人は、そのうちの1丁を使用して受講すれば、その種類の技能講習修了証明書の交付を受けることができ

- る。
- × 同じ種類の猟銃を複数所持している人は、所持しているそれぞれの銃ごとに技能講習修了証明書の交付を受ける必要がある。

- 7
- 猟銃の更新に当たっては、許可時において交付された日から3年以内の技能講習修了証明書が必要である。
 - × 猟銃と空気銃の更新に当たっては、許可時において交付された日から3年以内の技能講習修了証明書が必要である。

⑤ 更新申請期間の特例

- 1
- 更新申請期間内に更新の申請をしなかったときは、原則として所持許可の更新を受けることができない。
 - × 更新申請期間内に更新の申請をしなかったときは所持許可の更新を受けることができず、その例外は認められない。
- 2
- 災害や病気のために更新申請期間内に申請ができなかった人は、所持許可の有効期間満了日の前日までに限り、その理由を明らかにした書類を添えて申請を行うことができる。
 - × 災害や病気のために更新申請期間内に申請ができなかった人は、所持許可の有効期間が満了した日から20日以内に限り、その理由を明らかにした書類を添えて申請を行うことができる。

⑥ 災害により猟銃を亡失・滅失した場合

- 1
- 災害により銃を滅失し又は亡失した人で、交付後3年以内の技能講習修了証明書を所持する人は、所持許可の効力が失効した日又は申請ができないやむを得ない事情がなくなった日から1か月以内であれば射撃教習を受講することなく、猟銃の所持許可を受けることができる。
 - × 災害により銃を滅失し又は亡失した人で、交付後3年以内の技能講習修了証明書を所持する人は、所持許可の効力が失効した日又は申請ができないやむを得ない事情がなくなった日から半年以内であれば射撃教習を受講することなく、猟銃の所持許可を受けることができる。

⑦ やむを得ない事情で猟銃の所持許可の更新を受けられなかった場合

- 1
- 海外旅行のため猟銃の所持許可の更新を受けることができなかった人

で交付後3年以内の技能講習修了証明書を所持する人は、帰国後1か月以内であれば、射撃教習を受講することなく、猟銃の所持許可を受けることができる。

× 海外旅行のため猟銃の所持許可の更新を受けることができなかった人で交付後3年以内の技能講習修了証明書を所持する人は、帰国後2か月以内であれば、射撃教習を受講することなく、猟銃の所持許可を受けることができる。

2 ○ 災害による交通途絶のため猟銃の所持許可の更新を受けることができなかった人で交付後3年以内の技能講習修了証明書を所持する人は、交通復旧後1か月以内であれば、射撃教習を受講することなく、猟銃の所持許可を受けることができる。

× 災害による交通途絶のため猟銃の所持許可の更新を受けることができなかった人で交付後3年以内の技能講習修了証明書を所持する人は、交通復旧後半年以内であれば、射撃教習を受講することなく、猟銃の所持許可を受けることができる。

3 ○ 猟銃や空気銃の所持許可が失効した場合には、失効した日から50日以内に猟銃を譲渡するなどの措置をとらなければならない。

× 猟銃や空気銃の所持許可が失効した場合には、失効した日から90日以内に猟銃を譲渡するなどの措置をとらなければならない。

(4) 所持許可の失効とその後の手続

① 所持許可の失効

1 ○ 所持許可を受けた日から3か月以内にその所持許可証に記載された猟銃や空気銃を所持することにならなかった場合、当該所持許可は失効する。

× 所持許可を受けた日から14日以内にその所持許可証に記載された猟銃や空気銃を所持することにならなかった場合、当該所持許可は失効する。

2 ○ 所持許可を受けた猟銃や空気銃をなくしたり盗み取られたりした場合、その許可は失効する。

× 所持許可を受けた猟銃や空気銃をなくしたり盗み取られたりした場合、その日から30日を経過した際に、その所持許可は失効する。

- 3 ○ 所持許可を受けた猟銃や空気銃をその同一性を失わせる程度に改造した場合、その許可は失効する。
- × 所持許可を受けた猟銃や空気銃をその同一性を失わせる程度に改造した場合、所持許可証の書換申請をしなければ、その許可は失効する。

② 所持許可証の返納又は失効した所持許可事項の抹消

- 1 ○ 所持許可証に記載された一部の銃の所持許可のみが失効したときは、警察署において失効した銃の所持許可事項の抹消を受けなければならない。
- × 所持許可証に記載された一部の銃の所持許可のみが失効したときは、銃砲店において失効した銃の所持許可事項の抹消を受けなければならない。
- 2 ○ 所持許可証の返納は、原則として所持許可を受けた本人がしなければならない。
- × 所持許可証の返納は、本人が返納できる場合であっても、本人からの依頼を受けた親族や友人が行うことができる。
- 3 ○ 所持許可を受けた人が亡くなった場合、その親族や同居人、家主が所持許可証を返納しなければならない。
- × 所持許可を受けた人が亡くなった場合、発見した人が所持許可証を裁断するなど復元できないようにして廃棄しなければならない。

③ 失効後の措置

- 1 ○ 猟銃や空気銃の所持許可が失効した場合には、50日以内に改めて所持許可を受けるか、その猟銃や空気銃を譲渡又は廃棄するなどの措置をとらなければならない。
- × 猟銃や空気銃の所持許可が失効した場合には、3ヶ月以内に改めて所持許可を受けるか、その猟銃や空気銃を譲渡又は廃棄するなどの措置をとらなければならない。
- 2 ○ 所持許可が失効してから50日を経過しても引き続きその銃を所持している場合、不法所持となる。
- × 所持許可が失効してから50日を経過しても、正当な理由が認められる場合は、引き続き銃を所持しても不法所持とならない。

- 3
 - 所持許可が失効してから50日を経過したときは、都道府県公安委員会は猟銃や空気銃の提出を命じることができる。
 - × 所持許可が失効してから50日を経過したときは、都道府県公安委員会は猟銃や空気銃の使用禁止の命令を発することができる。

- 4
 - 許可を受けて所持している猟銃や空気銃のすべてを銃砲店に譲り渡す場合には、猟銃や空気銃とともに所持許可証を銃砲店に引き渡す。
 - × 許可を受けて所持している猟銃や空気銃のすべてを銃砲店に譲り渡す場合には、猟銃や空気銃は銃砲店に引き渡し、所持許可証は警察署に返納しなければならない。

- 5
 - 猟銃や空気銃を銃砲店に譲り渡す場合で、所持許可証に他の猟銃や空気銃の許可事項が記載されている場合には、銃砲店にその所持許可証を提示した上で譲り渡し、警察署で許可事項の抹消を受ける。
 - × 猟銃や空気銃を銃砲店に譲り渡した場合で、所持許可証に他の猟銃や空気銃の許可事項が記載されている場合には、銃砲店にその所持許可証を提示し許可事項の抹消を受ける。

(5) 指示及び所持許可の取消し

① 公安委員会の指示

- 1
 - 所持している銃について適正な取扱いをしていない場合、都道府県公安委員会から危害予防上必要な措置をとるよう指示されることがある。
 - × 所持している銃について適正な取扱いをしていない場合には、その時点で銃の所持許可は失効する。

- 2
 - 都道府県公安委員会からの指示に従わなかった場合には、銃の所持許可が取り消されることがある。
 - × 都道府県公安委員会からの指示に従わなかった場合には、その時点で銃の所持許可は失効する。

② 許可の取消し及び仮領置

- 1
 - 猟銃や空気銃の所持者が銃砲刀剣類所持等取締法に違反した場合には、都道府県公安委員会から所持許可を取り消されることがある。
 - × 猟銃や空気銃の所持者が銃砲刀剣類所持等取締法に違反しても、公安委員会から所持許可を取り消されることはないが、危害予防上必要な措

置をとるべきことを指示されることがある。

- 2 ○ 猟銃や空気銃の所持者が銃砲刀剣類所持等取締法の命令や処分に違反した場合には、都道府県公安委員会から所持許可を取り消されることがある。
× 猟銃や空気銃の所持者が銃砲刀剣類所持等取締法の命令や処分に違反した場合には、その時点で所持許可は失効する。
- 3 ○ 所持許可を受けた猟銃や空気銃を、引き続き2年以上許可を受けた用途に使用していない場合には、都道府県公安委員会から所持許可を取り消されることがある。
× 所持許可を受けた猟銃や空気銃を、引き続き2年以上許可を受けた用途に使用していない場合には、2年に至った時点で所持許可証を返納しなければならない。
- 4 ○ 猟銃や空気銃の所持許可について、一定の取消事由が発生した場合、都道府県公安委員会から銃砲の提出を命じられることがある。
× 猟銃や空気銃の所持許可について、一定の取消事由が発生した場合、都道府県公安委員会から銃砲の廃棄を命じられることがある。

(6) 猟銃・空気銃の所持についての遵守事項

① 携帯、運搬、発射の制限等

- 1 ○ 猟銃や空気銃は、所持許可証に記載された用途に使用する場合や修理のためなど正当な理由がある場合でなければ携帯、運搬できない。
× 猟銃や空気銃は、所持許可証に記載された用途に使用する場合のほか、一般的に認められないときでも所持者が正当な理由があると考えている場合は携帯、運搬することができる。
- 2 ○ 狩猟の用途のために所持許可を受けた銃を違法な狩猟をするために携帯することはできない。
× 狩猟の用途のために所持許可を受けた銃であれば、違法な狩猟をする場合でも携帯することもできる。
- 3 ○ 正当な理由なく銃を携帯、運搬した者は、罰金に処せられる場合がある。

- × 正当な理由なく銃を携帯、運搬した者であっても、理路整然と携帯、運搬の理由を説明できる場合は罰金に処せられることはない。
- 4
 - 銃を携帯、運搬する場合は、銃に覆いをかぶせるか容器に入れなければならない。
 - × 車で銃を運搬する場合は、車内であれば銃に覆いをかぶせたり容器に入れておく必要はない。
 - 5
 - 狩猟中であっても、明らかに銃を発射する必要がないときには実包を装填してはならない。
 - × 狩猟中は、獲物と遭遇した場合に備えて、いつでも銃を発射することができるように実包を装填しておくことができる。
 - 6
 - 射撃する場合以外に銃に実包を装填していた者は、罰金に処せられる場合がある。
 - × 猟銃の取扱いの不慣れからの事故を防止するため、自宅等において繰り返し実包を装填する練習をしておく必要がある。
 - 7
 - 狩猟期間外や鳥獣捕獲禁止場所において銃による狩猟を行うと、違法な発射となる。
 - × 狩猟期間外や鳥獣捕獲禁止場所であっても、事故を起こさなければ違法な発射とならない。
 - 8
 - 猟銃や空気銃の所持許可を受けた者は、指定射撃場において射撃を行うことができる。
 - × 猟銃や空気銃の所持許可を受けた者は、自身が管理する場所であればどこでも、練習のため射撃をすることができる。
 - 9
 - 所持許可を受けた後に用途を変更、追加するときには、その用途に使用する前、速やかに所持許可証を書き換える必要がある。
 - × 標的射撃の用途で猟銃や空気銃の所持許可を受けた後、狩猟免許を取得した場合には、所持許可証を書き換えることなく狩猟の用途で使用するすることができる。
 - 10
 - 猟銃や空気銃の発射制限に違反した者は、罰金に処せられる場合がある。
 - × 猟銃や空気銃の発射制限に違反した場合でも、共猟者が、銃を安全に発射していたことを証明できる場合は違反とならない。

- 11 ○ 銃を発射する場合には、あらかじめ周囲を確認するなどして、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければならない。
× 銃を発射する場合には、目視できる範囲で周囲を確認するなどして、人の生命、身体又は財産への危害を必要最小限度にとどめなければならない。
- 12 ○ 射撃時にあらかじめ周囲を確認するなどの危害防止の注意を行わずに発射した場合、実害が発生しなかったとしても違反となる。
× 射撃時にあらかじめ周囲を確認するなどの危害防止の注意を行わずに発射した場合でも、実害が発生しなかった場合は違反とならない。

② 射撃技能の維持向上努力義務

- 1 ○ 猟銃の所持者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。
× 猟銃の所持者は、猟銃による危害の発生を予防するため、用途に応じた技能が備わっている場合を除き、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。
- 2 ○ 狩猟のため猟銃の所持許可を受けた人は、狩猟期間ごとに、初めてその猟銃を用いて狩猟を行う前に、射撃の練習を行うように努めなければならない。
× 狩猟のため猟銃の所持許可を受けた人は、狩猟期間ごとに、初めてその猟銃を用いて狩猟を行う前に、射撃練習を行うように努めなければならないが、複数の猟銃を使用して狩猟を行うときは、主に使用する猟銃の射撃練習を行うことで足りる。
- 3 ○ 複数の猟銃を使用して狩猟を行う人は、それぞれの銃について狩猟期間ごとに射撃の練習を行うように努めなければならない。
× 複数の猟銃を使用して狩猟を行う人は、頻繁に使う一つの銃に的を絞り集中して射撃の練習を行うように努めなければならない。
- 4 ○ 射撃技能の維持向上の努力義務に違反した人は、都道府県公安委員会から指示処分を受けることがある。
× 射撃技能の維持向上の努力義務に違反しても、都道府県公安委員会から指示処分を受けることはない。

③ 構造・機能の基準維持義務

- 1 ○ 猟銃や空気銃の所持者は、銃を法定の基準に適合するよう維持しなければならない。
× 故障した銃は、使用したり修理することなく、更新まで自宅において保管しなければならない。
- 2 ○ 猟銃や空気銃の所持者は、銃を改造して、法定の基準に適合しない銃にしてはならない。
× 弾倉に装填できる弾の数を変更するなどして、銃の同一性を失わせる改造をしたときは、所持許可証の書換えを行わなければならない。
- 3 ○ 許可を受けた銃に消音装置を取り付けてはならない。
× 消音装置を購入する際は、所持許可を受けている猟銃に合うものを購入し、速やかに所持許可証の書換えを行わなければならない。
- 4 ○ 許可を受けた散弾銃の弾倉を3発以上装填できるものに変更した場合、構造・機能の基準維持義務違反となる。
× 許可を受けた散弾銃の弾倉を3発以上装填できるものに変更した場合は、銃の改造証明書を警察署に提出し、所持許可証の記載事項の変更手続きをすればよい。
- 5 ○ 故障した銃をそのまま放置していた場合、構造・機能の基準維持義務違反となる。
× 故障した銃をそのまま放置していた場合、所持許可証の書き換え義務違反となる。
- 6 ○ 銃の構造・機能の基準維持義務に違反した場合、所持許可を取り消されることがある。
× 自分が使用しやすい銃であれば、事故防止上、銃の構造・機能の基準維持義務に一部反するものであっても、軽微な違反であれば免除される。
- 7 ○ 銃を改造し、口径を大きくした場合には、許可を受けた銃と同じ銃とは認められず、その時点で許可が失効し、不法所持となる。
× 銃を改造し、口径を小さくするなど危険性が低くなるものであれば、許可を受

けた銃と同じ銃とは認められない場合であっても、許可は失効しない。

- 8 ○ 銃を改造し、銃身を極端に短くした場合には、許可を受けた銃と同じ銃とは認められず、その時点で許可が失効し、不法所持となる。
- × 銃を改造し、銃身を極端に短くした場合は、10日以内に所持許可証の記載事項の変更を行う必要があり、これを怠ればその時点で許可が失効し、不法所持となる。

④ 保管義務等

- 1 ○ 猟銃や空気銃の所持者は、原則として許可を受けた銃を自ら保管しなければならない。
- × 猟銃や空気銃の所持許可を受ける際、単身世帯で管理上問題がある場合、実家に保管することを届け出れば所持許可を得ることができる。
- 2 ○ 銃を自ら保管する場合は、自分以外の者に所持させることのないようにしなければならない。
- × 銃を自ら保管する場合も、万が一のことを考え、家族にのみ、ガンロッカーの鍵の所在を教えておくなどの配慮が必要である。
- 3 ○ ガンロッカーの鍵を他人に預けている場合には、自ら保管しているとはいえない。
- × ガンロッカーの鍵を他人に預けている場合でも、預けられている者が適切に保管している場合は、自ら保管していることになる。
- 4 ○ 居宅内であっても、銃を壁に立てかけておくなど、家族等が自由に持ち出せる状態にしている場合には、自ら保管しているとはいえない。
- × 居宅内で、自身と家族のみが触れることが出来る状態にしている場合には、自ら保管しているといえる。
- 5 ○ 猟銃等保管業者に銃の保管を委託した場合、自ら保管する義務が免除される。
- × 自宅を長期不在にする場合、実家の両親にガンロッカーの鍵を預けて、定期的な確認を依頼すれば、自ら保管する義務が免除される。
- 6 ○ 修理等のため猟銃等販売事業者に銃を預けている場合には、自ら保管する義務

務が免除される。

- × 長期入院する場合や長期間旅行する場合などには、ガンロッカーの管理ができないため、ガンロッカーの鍵を同居する親族等に預け、管理の依頼をしなければならぬ。

- 7 ○ 賃貸住宅に住んでいて、保管設備を設置することができない場合には、猟銃等保管業者に銃の保管を委託することも可能である。
 - × 賃貸住宅に住んでいて、保管設備を設置することができない場合には、貸倉庫に保管設備を設置し銃を保管することも可能である。

- 8 ○ 仕事帰りに射撃をするが、自宅まで銃を取りに行くのが不便な場合には、猟銃等保管業者に銃の保管を委託することも可能である。
 - × 仕事帰りに射撃をするが、自宅まで銃を取りに行くのが不便な場合には、職場等に保管設備を設置し銃を保管することも可能である。

- 9 ○ 空気銃の許可を受けた18歳未満の人は、原則として空気銃の保管を委託しなければならない。
 - × 空気銃の許可を受けた20歳未満の人は、原則として空気銃の保管を委託しなければならない。

- 10 ○ 銃を保管する設備は、金属製ロッカー等の堅固な設備でなければならない。
 - × 銃を保管する設備は、金属製ロッカー等の堅固な設備又は自動車のトランクなど施錠できる設備のものでなければならない。

- 11 ○ 銃を保管する設備は、確実に施錠できる錠を備えている必要がある。
 - × 銃を保管する設備は、施錠できる錠を備えていることが望ましい。

- 12 ○ 銃を保管する設備は、外から容易に見えないなど、管理上支障のない場所にある必要がある。
 - × 銃を保管する設備は、管理上支障のない場所に設置している場合は、外から容易に見える場所であってもよい。

- 13 ○ 銃を保管する設備は、建物に固定するなど容易に持ち運びできないものである必要がある。
 - × 銃を保管する設備は、盗難等による被害を防止するために定期的に移動する

ことができるよう、容易に持ち運びができるものがよい。

- 14 ○ 銃は、一定の基準を満たした保管設備に、確実に施錠して保管しなければならない。
× 銃は、盗難等のおそれがある場合に限り、一定の基準を満たした保管設備に、確実に施錠して保管しなければならない。
- 15 ○ 狩猟や射撃大会のため、保管設備のない場所に宿泊する場合であっても、所持者が盗難や事故を防ぐための措置をとることが必要である。
× 狩猟や射撃大会のため、保管設備のない場所に宿泊する場合は、銃を宿泊先の従業員に預けるなどして、盗難や事故を防ぐための措置をとることが必要である。
- 16 ○ 銃を法定の基準に適合した保管設備に保管しなかった場合、罰金に処せられる場合がある。
× 銃を法定の基準に適合した保管設備に保管せず、盗難や紛失をした場合に限り、罰金に処せられる場合がある。
- 17 ○ 銃とその銃に適合する実包等は同一の建物内に保管しないように努めなければならない。
× 銃とその銃に適合する実包等は、すぐに使用できるよう同一の建物内に保管するように努めなければならない。
- 18 ○ 実包等は必要がある時に必要な分だけ譲り受け、残弾が発生したときは、火薬店等に保管の委託をすることが望ましい。
× 実包等は必要がある時に備えて多めに譲り受けておく必要があり、残弾が発生したときも自宅で保管しておくことが望ましい。
- 19 ○ 自宅に倉庫や納屋があっても、盗難や防火上の問題がある場合には、これらの場所で実包等を保管すべきではない。
× 自宅に倉庫や納屋がある場合は、盗難や防火上の問題がある場合であっても、これらの場所で実包等を保管することができる。
- 20 ○ 銃と適合実包を同一の建物内で保管した場合、指示処分の対象となることがある。

- × 銃と適合実包を同一の建物内で保管し、銃又は適合実包の盗難又は紛失をしたときに限り、指示処分の対象となることがある。
- 21 ○ 自宅付近で有害鳥獣が頻繁に出没しているようなやむを得ない状況においては、銃とその適合実包等を同一の建物内に保管することが認められる。
 - × 自宅付近で有害鳥獣が頻繁に出没しているようなやむを得ない状況であっても、銃とその銃に適合する実包等を同一の建物内に保管した場合は違反となる。
- 22 ○ 銃と適合実包等を同一建物内に保管する場合であっても、ガンロッカーと装弾ロッカーは別に設けることが必要である。
 - × 銃と適合実包等を同一建物内に保管する場合は、ガンロッカーと装弾ロッカーを別に設ける必要はない。
- 23 ○ 施錠できる引き出しのあるガンロッカーに銃を保管し、その引き出しに実包を保管する場合も、銃と実包を共に保管したこととなり、違反となる。
 - × 施錠できる引き出しのあるガンロッカーに銃を保管し、その引き出しに実包を保管して施錠した場合は、銃と実包を別に保管したことにはなり、違反とはならない。
- 24 ○ 都道府県公安委員会から銃や実包等の保管状況について報告を求められた場合、速やかに応じる義務がある。
 - × 都道府県公安委員会から銃や実包等の保管状況について報告を求められた場合、可能な限り応じるべきである。

⑤ 帳簿の備付け義務

- 1 ○ 猟銃の所持許可を受けた者は、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかなければならない。
 - × 猟銃の所持許可を受けた者は、必要に応じて実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかなければならない。
- 2 ○ 実包を譲り渡したり、譲り受けたりしたときのみならず、消費したときや廃棄したときも、帳簿に記載しなければならない。
 - × 実包を譲り渡したり、譲り受けたりしたとき、消費したときや廃棄したときは

帳簿に記載しなければならないが、製造したときは記載する必要がない。

- 3 ○ 実包を製造したときは、帳簿に記載しなければならない。
× 実包を製造したときは、帳簿に記載しておくことが望ましい。
- 4 ○ 実包を譲り渡したり譲り受けたりした場合、その種類や数量、年月日、相手方の住所や氏名を帳簿に記載しなければならない。
× 実包を譲り渡したり譲り受けたりした場合、その種類や数量、年月日、相手方の住所や氏名を帳簿に記載しておくことが望ましい。
- 5 ○ 実包を消費した場合、その種類や数量、消費した年月日、消費した場所、消費のために使用した猟銃の許可番号等を帳簿に記載しなければならない。
× 実包を消費した場合、その種類や数量、消費した年月日、消費した場所、消費するために使用した猟銃の許可番号等を帳簿に記載しなければならないが、消費場所が山中などの理由で場所が判然としない場合は、場所については記載しなくてもよい。
- 6 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿は、最終の記載をした日から3年間保存しておかなければならない。
× 実包の管理状況を記載する帳簿は、最終の記載をした日から1年間保存しておかなければならない。
- 7 ○ 猟銃の所持許可を受けた者は実包の管理状況を記載する帳簿を備えつけていなかったり、帳簿に記載しなかった場合、違反となる。
× 猟銃の所持許可を受けた者は実包を所持することとなった場合は、実包の管理状況を記載する帳簿を備え付けておく必要があるが、実包を所持していない場合は帳簿を備え付けておく必要はない。
- 8 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿に虚偽の記載をした場合、違反となる。
× 実包の管理状況を記載する帳簿に虚偽の記載をした場合であっても、軽微なものであるときは違反とならない。
- 9 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿を最終の記載をした日から3年間保存しなかった場合、違反となる。
× 実包の管理状況を記載する帳簿を最終の記載をした日から1年間保存しなかった場合、違反となる。

- 10 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿には、ライフル実包については、実包の名称を記載する必要がある。
× ライフル銃と散弾銃の所持者は、適正に管理でき、帳簿に記載が可能であればライフル実包とそれ以外の実包の消費状況を分けて記載する必要はない。
- 11 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿には、ライフル実包以外の実包については、実包の口径を記載する必要がある。
× 複数の散弾銃で散弾を消費した場合は、どの銃で消費したかまでは記載しなくてもよい。
- 12 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿には、実包を消費した場所について、標的射撃の場合は射撃場の所在地と射撃場の名前を記載する必要がある。
× 実包の管理状況を記載する帳簿には、実包を消費した場所について、標的射撃の場合は都道府県名を記載することで足りる。
- 13 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿には、実包を消費した場所については、狩猟の場合は狩猟を行った山野等に隣接する村落名等かメッシュ番号を記載する必要がある。
× 実包の管理状況を記載する帳簿には、実包を消費した場所については、狩猟の場合は狩猟を行った都道府県名を記載すれば足りる。
- 14 ○ 射撃場で実包を消費したときは、帳簿に射撃場のレシートや射票等の消費した実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。
× 射撃場で実包を消費したときは、帳簿に射撃場のレシートや射票等の消費した実包の数量を疎明する書面を添付することにより、帳簿への記載を省略することができる。
- 15 ○ 射撃場のレシートや射票等帳簿の添付書類は、帳簿とともに保管しておく必要がある。
× 射撃場のレシートや射票等帳簿の添付書類は、帳簿とともに保管しておき、後日まとめて管理状況を記載する。
- 16 ○ 実包の管理状況を記載する帳簿の添付書類は、検査の際に、直ちに示せるようにしておく必要がある。
× 実包の管理状況を記載する帳簿の添付書類は、検査の際に持参する必要はない。

⑥ 報告徴収、立入検査

- 1
 - 都道府県公安委員会は、猟銃・空気銃並びに実包等を保管している者に対し、保管の状況について必要な報告を求めることができる。
 - × 都道府県公安委員会は、猟銃・空気銃並びに実包等を保管している者に対し、その者の同意を得た場合に限り保管の状況について必要な報告を求めることができる。

- 2
 - 盗難の防止等のため、猟銃及び実包の保管状況を調査する必要があるときは、警察職員はその保管場所に立ち入ることができる。
 - × 盗難等の具体的な危険性がある場合に限り、猟銃及び実包の保管状況を調査するため、警察職員はその保管場所に立ち入ることができる。

- 3
 - 立入りをを行う警察職員は、保管設備や帳簿を検査し、関係者に質問することができるが、これを正当な理由がなく拒んだ場合には処罰されることがある。
 - × 立入りをを行う警察職員は、猟銃に係る保管設備や帳簿を検査することはできるが、関係者に質問することはできない。

⑦ 報告徴収等・公務所等への照会

- 1
 - 都道府県公安委員会が必要と認めるときは、所持許可を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。
 - × 都道府県公安委員会が必要と認めるときであっても、所持許可を受けた者に対し、報告を求めることができない。

- 2
 - 都道府県公安委員会が必要と認めるときは、所持許可を受けた者に対し、指定する医師の診断を受けることを命ずることができる。
 - × 都道府県公安委員会が必要と認めるときであっても、所持許可を受けた者に対し、指定する医師の診断を受けることを命ずることができない。

⑧ 調査を行う間における銃砲の保管

- 1
 - 都道府県公安委員会は、欠格要件について必要な調査を行うまでの最大30日間、所持許可を受けた者から提出させた猟銃・空気銃を保管できる。
 - × 都道府県公安委員会は、欠格要件について必要な調査を行うまでの最

大10日間、所持許可を受けた者から提出させた猟銃・空気銃を保管できる。

⑨ 消音器等の所持の制限

- 1 ○ 猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、銃に取り付けて使用できる消音器を所持してはならない。
× 猟銃・空気銃の狩猟、有害鳥獣駆除の用途で所持許可を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、銃に取り付けて使用できる消音器を所持してはならない。
- 2 ○ 猟銃の所持許可を受けた者は、一定の長さ以下の替え銃身を所持してはならない。
× 猟銃の所持許可を受けた者は、一定の長さ以上の替え銃身を所持してはならない。

⑩ 譲渡等の制限

- 1 ○ 猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、相手方がこれを適法に所持できる者であることを確認した場合でなければ、譲り渡したり、貸し付けたりしてはならない。
× 猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、譲り渡したり、貸し付けたりした場合は、事前又は事後に相手方がこれを適法に所持できる者であることを確認する必要がある。
- 2 ○ 猟銃・空気銃の所持許可を受けた者が有償、無償を問わず猟銃・空気銃を譲り渡した場合、その許可は失効する。
× 所持許可を受けた猟銃・空気銃を廃棄した場合、所持許可証を返納した時点で、その所持許可は失効する。
- 3 ○ 銃砲店に猟銃・空気銃を譲り渡す際、他に猟銃等の所持許可を受けていない場合には、所持許可証は猟銃等とともに銃砲店に引き渡さなければならぬ。
× 銃砲店に猟銃・空気銃を譲り渡す際、他に猟銃等の所持許可を受けていない場合には、猟銃等は銃砲店に、所持許可証は自ら警察署に返納しなければならない。
- 4 ○ 銃を譲り渡す際、所持許可証に失効していないほかの銃に関する事項

が記載されている場合には、速やかに警察署に届け出て記載事項の抹消を受けなければならない。

× 銃を譲り渡す際、所持許可証に失効していないほかの銃に関する事項が記載されている場合には、速やかに自身で記載事項を抹消しなければならない。

5 ○ 所持許可を受けた者に猟銃・空気銃を譲り渡す場合には、所持許可証の原本の提示を受けなければならない。

× 所持許可を受けた者に猟銃・空気銃を譲り渡す場合には、所持許可証の原本又は写し（コピー）の提示を受けなければならない。

6 ○ 運送業者を利用して銃を一般人に譲り渡す場合、運送前に相手方から所持許可証の提示又は送付を受けた上、配達時に運送業者が本人確認書類を確認する必要がある。

× 運送業者を利用して銃を一般人に譲り渡す場合、運送前に相手方から所持許可証の原本又は写し（コピー）の提示を受ける必要があるが、配達時に運送業者が本人確認書類を確認することまでは求められていない。

7 ○ 猟銃・空気銃を譲り渡す際の相手方の確認義務を怠った者は違反となる。

× 猟銃・空気銃を譲り渡す際の相手方の確認は譲り渡す者の努力義務である。

⑪ 検査を受ける義務

1 ○ 猟銃・空気銃の所持者は、通常1年に1回、銃や所持許可証、実包の所持状況を記載した帳簿を警察署等に持参し、検査を受けなければならない。

× 猟銃・空気銃の所持者は、通常3年に1回、自身の都合の良い日を申告して、当日は銃や所持許可証、実包の所持状況を記載した帳簿を警察署等に持参し、検査を受けなければならない。

2 ○ 都道府県公安委員会の使用実績の報告の求めに応じなかったり、うその報告をした者は、違反となる。

× 都道府県公安委員会の使用実績の報告の求めに応じなかったり、うその報告をした者は、その理由を説明できなければ違反となる。

⑫ 事故届

- 1
 - 猟銃・空気銃の所持者は、銃をなくしたり盗まれたときは、直ちに警察官に届け出なければならない。
 - × 猟銃・空気銃の所持者は、銃をなくしたり盗まれたときは、直ちに最寄りの銃砲店に届け出なければならない。

- 2
 - 猟銃・空気銃をなくしたり盗まれたりしたのに警察官に届け出なかった者は、罰金に処せられる場合がある。
 - × 猟銃・空気銃をなくしたり盗まれたりした場合、十分に銃の所在を確認した後、猶予期間50日以内に警察官に届け出れば足りる。

- 3
 - 猟銃・空気銃をなくしたり盗まれたりしていないのに、うその届出をした者は、罰金に処せられる場合がある。
 - × 猟銃・空気銃をなくしたり盗まれたりしていないのに、うその届出をした者は、現に銃がなくなったという事実がないため罰金に処せられることはない。

⑬ 所持許可証の携帯

- 1
 - 猟銃・空気銃を携帯、運搬するときは、常に所持許可証を携帯しなければならない。
 - × 猟銃・空気銃を携帯、運搬する場合であっても、銃砲店に修理に出す等、明らかに発砲する見込みがない場合は所持許可証を携帯しなくてもよい。

- 2
 - 猟銃・空気銃を携帯中、警察官に適正に所持許可証の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。
 - × 猟銃・空気銃を携帯中、警察官に適正に所持許可証の提示を求められた場合であっても、提示を拒否することができる。

- 3
 - 警察官から所持許可証の提示を求められたのに、これを拒んだ者は、違反となる。
 - × 警察官から所持許可証の提示を求められたのに、数回にわたってこれを拒んだ者に罰則はないが、行政処分の対象になる。

3 猟銃用火薬類等に関する法令

① 猟銃用火薬類等の特則

- 1 ○ 火薬類に関する許可は、原則、都道府県知事が行うが、猟銃用火薬類等の譲受け、譲渡し等についての許可は都道府県公安委員会が行う。
× 火薬類や猟銃用火薬類等に関する許可は、すべて都道府県知事が行う。

② 猟銃用火薬類等の譲受け、譲渡し関係

- 1 ○ 猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請は、住所地を管轄する警察署に提出する。
× 猟銃用火薬類等の譲受けの許可申請は、住所地ではなく、消費する場所を管轄する警察署に提出する。
- 2 ○ 譲受けの目的が狩猟又は鳥獣捕獲である場合、猟銃用火薬類等の譲受許可申請の際には、猟銃の所持許可証や狩猟者登録証、鳥獣捕獲の許可証等を提示する。
× 譲受けの目的が狩猟又は鳥獣捕獲である場合、猟銃用火薬類等の譲受許可申請の際には、猟銃の所持許可証、狩猟者登録証、鳥獣捕獲の許可証のうち、いずれかを提示することで足りる。
- 3 ○ 猟銃用火薬類等の譲受許可証の有効期間は、1年以内で都道府県公安委員会が必要と認める期間に限られる。
× 猟銃用火薬類等の譲受許可証の有効期間は、最後に譲受けをした日から起算して1年以内の期間に限られる。
- 4 ○ 猟銃用火薬類等の譲受けの許可は、譲受けの目的が明らかでない場合は、許可されない。
× 猟銃用火薬類等の譲受けの許可は、譲受けの目的を明らかにしなくても許可される。
- 5 ○ 猟銃用火薬類等の譲受けの許可は、許可後であっても公共の安全に支障が認められる場合には、許可が取り消される。
× 猟銃用火薬類等の譲受けの許可は、許可後であれば公共の安全に支障

が認められる場合でも、許可を取り消されることはない。

- 6
 - 猟銃用火薬類等を譲り受ける場合には、相手方に譲受許可証を示し、その譲受許可証に譲渡年月日や譲渡数量の記載を受ける。
 - × 猟銃用火薬類等を譲り受ける場合には、相手方に譲受許可証又は猟銃の所持許可証を示す必要はあるが、必ずしも、譲受許可証に譲渡年月日や譲渡数量の記載を受ける必要はない。

- 7
 - 自宅で保管できる実包や空包は800個以内である。
 - × 自宅で保管できる実包や空包は、各々800個以内（合計1600個以内）である。

- 8
 - 猟銃用火薬類等を譲り受けるときには、自宅で保管できる範囲内で必要最小限の数量を譲り受けなければならない。
 - × 猟銃用火薬類等を譲り受けるときには、急な事態に備え自宅で保管できる範囲内で必要最大限の数量を譲り受けておくことが望ましい。

- 9
 - 猟銃用火薬類等を譲り受ける場合には、盗難等のおそれを考慮し、必要最小限の数量を譲り受け、自宅保管しなくてもよいように配慮する必要がある。
 - × 猟銃用火薬類等を譲り受ける場合には、保管設備が脆弱なものである場合に限り、盗難等のおそれを考慮して必要最小限の数量を譲り受け、自宅保管しなくてもよいように配慮する必要がある。

- 10
 - 猟銃用火薬類等の譲受許可証に記載されている住所、氏名に変更があった場合、その書換えを受けなければならない。
 - × 猟銃用火薬類等の譲受許可証に記載されている住所、氏名に変更があった場合であっても、数量に変更がなければ書換えをする必要はない。

- 11
 - 猟銃用火薬類等の譲受許可を受けた数量の全部を譲り受けたときには、速やかに譲受許可証を警察署に届け出て、返納又は抹消の手続きをとらなければならない。
 - × 猟銃用火薬類等の譲受許可を受けた数量の全部を譲り受けたときには、それ以上猟銃用火薬類等を譲り受けることが出来ないため、譲受許可証を警察署に返納する必要はない。

- 12
 - 猟銃用火薬類等の譲受許可の有効期間が満了したときには、速やかに譲受許可証を警察署に届け出て返納又は抹消の手続きをとらなければならない。

- らない。
- × 猟銃用火薬類等の譲受許可の有効期間が満了したときには、満了の日から起算して60日以内に譲受許可証を警察署に返納しなければならない。
- 13
- 所持許可を受けている全ての猟銃を廃棄したときに猟銃用火薬類等の譲受許可証がある場合は、速やかに警察署に届け出て返納又は抹消の手続きをとらなければならない。
 - × 所持許可を受けている全ての猟銃を廃棄したときに猟銃用火薬類等の譲受許可証がある場合は、裁断など復元できない方法により自身で廃棄しなければならない。
- 14
- 猟銃用火薬類無許可譲受票は、原則として都道府県猟友会やその支部が交付している。
 - × 猟銃用火薬類無許可譲受票は、原則として申請者の住所地を管轄する市町村長が交付している。
- 15
- 猟銃用火薬類無許可譲受票を提示することにより、狩猟期間、鳥獣捕獲許可の期間内又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間内に一定数量の猟銃用火薬類等は無許可で譲り受けることができる。
 - × 猟銃用火薬類無許可譲受票を提示することにより、狩猟期間、鳥獣捕獲許可の期間内又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間内は、数量の制限なく猟銃用火薬類等は無許可で譲り受けることができる。
- 16
- 猟銃用火薬類無許可譲受票は、一狩猟期間、鳥獣捕獲許可の有効期間又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間につき、1枚しか交付を受けられない。
 - × 猟銃用火薬類無許可譲受票は、一狩猟期間、鳥獣捕獲許可の有効期間又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間につき、必要な数の交付を受けることができる。
- 17
- 猟銃用火薬類無許可譲受票は紛失しても再交付されないので、紛失後に猟銃用火薬類等を譲り受ける場合は、都道府県公安委員会の譲受許可を受けなければならない。
 - × 猟銃用火薬類無許可譲受票を紛失した後に、猟銃用火薬類等を譲り受ける場合は、猟銃用火薬類無許可譲受票の再交付を受けなければならない。

- 18 ○ 猟銃用火薬類無許可譲受票で猟銃用火薬類等を火薬店から譲り受ける場合、譲受票に譲り受けた年月日や数量等の記載を受けなければならない。
- × 猟銃用火薬類無許可譲受票で猟銃用火薬類等を火薬店から譲り受ける場合、譲受票に譲り受けた年月日や数量等の記載を自ら行わなければならない。
- 19 ○ 猟銃用火薬類無許可譲受票は、狩猟期間、鳥獣捕獲の許可有効期間又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間の満了後30日以内に、交付を受けた猟友会支部等で返納又は抹消の手続をとらなければならない。
- × 猟銃用火薬類無許可譲受票は、狩猟期間、鳥獣捕獲の許可有効期間又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間の満了後60日以内に、交付を受けた警察署で返納又は抹消の手続をとらなければならない。

③ 輸入

- 1 ○ 実包を輸入する際の許可申請は、陸揚地又は着陸する空港を管轄する警察署に対して行う。
- × 実包を輸入する際の許可申請は、陸揚地又は着陸する空港を管轄する税関に対して行う。
- 2 ○ 許可を受けた後に輸入しようとする火薬類の種類や数量を変更する場合は、新たに許可を受ける必要がある。
- × 許可を受けた後に輸入しようとする火薬類の種類や数量を変更する場合は、新たに許可を取り直す必要はなく、許可証の記載事項を変更することで足りる。
- 3 ○ 許可を受けた後に実包を輸入する目的を変更する場合は、新たに許可を受ける必要がある。
- × 許可を受けた後に実包を輸入する目的を変更する場合は、新たに許可を取り直す必要はなく、許可証の記載事項を変更することで足りる。
- 4 ○ 実包を輸入する場合の陸揚予定地を変更する場合は、新たに許可を受ける必要がある。
- × 実包を輸入する場合の陸揚予定地を変更する場合は、新たに許可を取り直す必要はなく、許可証の記載事項を変更することで足りる。
- 5 ○ 火薬類を輸入したときは、許可申請をした警察署に輸入届を提出しな

ければならない。

× 火薬類を輸入したときは、許可申請をした税関に輸入届を提出しなければならない。

- 6 ○ 海外へ狩猟に行き、残弾を持ち帰る行為は輸入となり、許可が必要となる。
- × 海外へ狩猟に行き、残弾を持ち帰る行為は輸入とはならないため、手続きをすることなく国内に持ち込むことができる。

④ 所持及び貯蔵

- 1 ○ 猟銃用火薬類等は、譲受けの許可を受けた者が譲り受けて所持するとき等、法律で定められた一定の場合を除き、所持できない。
- × 猟銃用火薬類等は、猟銃の所持許可を有していれば、許可なく譲り受けることができる。
- 2 ○ 狩猟者登録、鳥獣捕獲の許可を受けた者又は指定管理鳥獣捕獲等事業で従事者証の交付を受けた者は、猟銃用火薬類等を無許可譲受数量の範囲内で譲り受けて所持することができる。
- × 狩猟者登録、鳥獣捕獲の許可を受けた者又は指定管理鳥獣捕獲等事業で従事者証の交付を受けた者は、猟銃用火薬類等を無許可譲受数量の範囲を超えて、必要な数量を譲り受けて所持することができる。
- 3 ○ 火薬類を消費する必要がなくなったなどにより、残火薬を譲渡又は廃棄しなければならない場合に、その措置をするまでの間は、火薬類を所持することができる。
- × 火薬類を消費する必要がなくなったなどにより、残火薬を譲渡又は廃棄しなければならない場合は、消費する必要がなくなった日から2年以内に廃棄しなければならない。
- 4 ○ 法律で定められた一定の場合以外に猟銃用火薬類等を所持した者は、違反となる。
- × 正当な目的のために猟銃用火薬類等を所持した者は、違反になることはない。
- 5 ○ 実包又は空包については、合計800個以内であれば、自宅の堅固で施錠できる設備に保管することができる。
- × 実包又は空包については、合計1000個以内であれば、自宅の堅固で施錠

できる設備に保管することができる。

- 6 ○ 自動車のトランクに、猟銃用火薬類等を保管してはならない。
× 自動車のトランクに施錠していれば、猟銃用火薬類等を長期間保管する設備として認められる。

- 7 ○ 猟銃用火薬類等を、堅固で施錠できる設備以外の設備に保管、貯蔵した者は、処罰される場合がある。
× 猟銃用火薬類等を、堅固で施錠できる設備以外の設備に保管、貯蔵した者は、保管した猟銃用火薬類が一定の数量を超えなければ違反にはならない。

⑤ 製造

- 1 ○ 猟銃所持者は、法律等で定められた範囲内で猟銃用火薬類等を無許可で製造（セルフローディング）することができる。
× 猟銃所持者は、数量等の制限なく猟銃用火薬類等を無許可で製造（セルフローディング）することができる。

- 2 ○ 狩猟者登録を受けた者、鳥獣捕獲の許可を受けた者又は指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、1日に実包と空包の合計100個以下を無許可で製造することができる。
× 狩猟者登録を受けた者、鳥獣捕獲の許可を受けた者又は指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、数量等の制限なく無許可で製造することができる。

- 3 ○ 標的射撃をする者は、1日に実包と空包の合計100個以下を無許可で製造することができる。
× 標的射撃をする者は、標的射撃の種目に応じて必要な個数の実包と空包を無許可で製造することができる。

⑥ 運搬

- 1 ○ 狩猟や標的射撃のため、実包を携帯運搬する場合には、盗難及び紛失に注意しなければならない。
× 狩猟や標的射撃のため、実包を携帯運搬する場合には、銃と実包を別にしておくと、それぞれの管理がおろそかになるおそれがあるため、同一のケースに入れてそのケースを注意して管理するのが好ましい。

- 2 ○ 列車、バス等の公共の乗り物を利用するなどして猟銃用火薬類等を運搬する場合には、持ち込むことができる数量がそれぞれ定められている。
 × 列車、バス等の公共の乗り物を利用するなどして猟銃用火薬類等を運搬する場合には、所持するケース等の容量の範囲内であれば数量に関係なく持ち込むことができる。
- 3 ○ 船舶により猟銃用火薬類等を運搬する場合には、船舶に持ち込む前に船長の許可が必要である。
 × 船舶により猟銃用火薬類等を運搬する場合には、船舶に持ち込んだ後に船長に届け出る必要がある。
- 4 ○ 旅客機を利用して猟銃用火薬類等を運搬する場合には、厳しい規制があるので事前に航空会社に相談をする必要がある。
 × 旅客機を利用して猟銃用火薬類等を運搬する場合、熱や衝撃に強い素材のケースに収納していれば航空会社に申告することなく運搬することができる。
- 5 ○ 郵便で猟銃用火薬類等を運搬することは全面的に禁止されている。
 × 郵便で猟銃用火薬類等を運搬する場合は、熱や衝撃に強い素材のケースに収納する必要がある。
- 6 ○ 猟銃用火薬類等を運搬する場合には、他の物と区別し、火薬類の種類を明示しなければならない。
 × 猟銃用火薬類等を運搬する場合には、外部から内容物が分からないようにするため火薬類の種類は明示してはならない。

⑦ 消費

- 1 ○ 狩猟者登録を受けた者等が鳥獣の捕獲等のために、1日に実包と空包の合計100個以下の猟銃等火薬類等を消費する場合は、許可を要さない。
 × 狩猟者登録を受けた者等が鳥獣の捕獲等のために、1日に実包と空包の合計300個以下の猟銃等火薬類等を消費する場合は、許可を要さない。
- 2 ○ 標的射撃のために、1日に実包と空包の合計400個以下の猟銃用火薬類等を消費する場合には、許可を要さない。
 × 標的射撃のために、1日に実包と空包の合計800個以下の猟銃用火薬類等を消費する場合には、許可を要さない。

- 3 ○ 猟銃用火薬類等の消費の許可を受ける場合には、消費地を管轄する警察署に申請書を提出する必要がある。
- × 猟銃用火薬類等の消費の許可を受ける場合には、申請者の住所地又は火薬類の消費地を管轄する警察署に申請書を提出する必要がある。

⑧ 残火薬類の措置

- 1 ○ 火薬類は危険なものであるので、不要となった場合は遅滞なく譲渡又は廃棄しなければならない。
- × 火薬類はそれほど危険なものではないため、不要となった場合であっても一定期間は自宅等で保管することができる。
- 2 ○ 不要となった火薬類は、火薬販売店に廃棄を依頼するなど、一定の手続に従って譲渡又は廃棄をしなければならない。
- × 不要となった火薬類は、火薬販売店に廃棄を依頼するか、一般ゴミとして廃棄しなければならない。

⑨ 事故届

- 1 ○ 所有する猟銃用火薬類等や猟銃用火薬類等譲受許可証・譲渡許可証等を紛失したり盗まれたりした場合には、遅滞なく警察官等に届け出なければならない。
- × 所有する猟銃用火薬類等や猟銃用火薬類等譲受許可証・譲渡許可証等を紛失したり盗まれたりした場合には、20日以内に警察官等に届け出なければならない。

4 狩猟に関する法令

- 1 ○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に違反した銃猟は、同法違反だけでなく、銃砲刀剣類所持等取締法の発射制限違反にもなり、同法上の処罰や行政処分の対象となる。
- × 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に違反した銃猟は、同法違反となるのみであり、銃砲刀剣類所持等取締法の違反や行政処分の対象とはならない。

第2 猟銃及び空気銃の使用等の取扱い

1 社会的責任を果たすために

- 1
 - 猟銃や空気銃を所持する人は、所持する銃について絶対に事故を起こさないよう、適正な取扱いと厳正な管理が求められる。
 - × 猟銃や空気銃を所持する人は、所持者の技量や経験年数に応じて柔軟にその取扱いや管理を行うことができる。

- 2
 - 猟銃や空気銃を所持する人は、その銃や実包等が盗まれ、犯罪に使われたりしないよう、厳正な管理をした上で、正しく取り扱わなければならない。
 - × 猟銃や空気銃を所持する人は、その銃や実包等が盗まれ、犯罪に使われたりしないよう、自身に無理が生じない必要最小限の管理をした上で、技量に応じた取扱いが求められる。

- 3
 - 猟銃や空気銃による事故を防止するためには、銃の構造や安全装置に関する基本的な知識を習得する必要がある。
 - × 猟銃や空気銃による事故を防止するためには、銃の構造や安全装置に関する基本的な知識よりも、まずは技能を習得する必要がある。

- 4
 - 猟銃による事故を防止するためには、銃の構造等の知識に加え、使用する実包等火薬類に関する基本的な知識を習得する必要がある。
 - × 猟銃による事故を防止するためには、まず銃の構造等の知識を習得することが大切であり、使用する実包等火薬類に関する基本的な知識は必ずしも必要ではない。

- 5
 - 猟銃や空気銃による事故を防止するためには、発射された弾丸の飛ぶ距離や威力など基本的な知識を身につけることが大切である。
 - × 猟銃や空気銃による事故を防止するためには、発射された弾丸の飛ぶ距離や威力など基本的な知識よりも、技能を身につけることが大切である。

- 6
 - 猟銃や空気銃を所持する人は、銃砲刀剣類所持等取締法など関連する法律の知識を身につけることが必要である。

- × 猟銃や空気銃を所持する人は、銃の構造等の知識を身につけることにより事故等を防止できるため、銃砲刀剣類所持等取締法など関連する法律の知識を身につける必要はない。
- 7
- 猟銃や空気銃の所持者は、射撃に関する正しいルールやマナーを身につけることが大切である。
 - × 猟銃や空気銃の所持者は、関係法令を習熟することが大切であり、射撃に関する正しいルールやマナーを身につけることまでは求められていない。
- 8
- 狩猟や有害鳥獣駆除のために猟銃や空気銃を所持する人は、猟場の地形等の情報、獲物の習性等の知識を身につけることが大切である。
 - × 狩猟や有害鳥獣駆除のために猟銃や空気銃を所持する人は、射撃技能に自信がない場合に限り、猟場の地形等の情報、獲物の習性等の知識を身につけることが大切である。
- 9
- 猟銃や空気銃による事故を防ぐためには、自制心を養う訓練をすることが必要である。
 - × 猟銃や空気銃による事故を防ぐためには、射撃の技術を磨けば十分であり、自制心を養う訓練をすることは必要ではない。
- 10
- 銃を取り扱っている際に、何らかの異常を感じたときは、直ちに射撃することをやめなければならない。
 - × 銃を取り扱っている際に、何らかの異常を感じたときは、射撃を続け、異常な部分を特定すること。
- 11
- 徹底した操作の練習を行い、心に余裕をもって銃を取り扱えるようになることが大切である。
 - × 徹底した操作の練習を行うことは、心に余裕ができ油断が生じるため好ましくない。
- 12
- 火薬類については、長期間の保存による変質等を考慮して、できる限り早めに消費するように努めなければならない。
 - × 火薬類については、長期間の保存による変質はないため、購入してから長期間保存している火薬類でも安心して使うことができる。

2 銃の種類等

(1) 銃の種類等

① 猟銃・空気銃

- 1
 - 猟銃とは、弾丸を発射するエネルギー源として火薬を使用し、狩猟や有害鳥獣駆除、又は標的射撃に用いられる銃である。
 - × 猟銃とは、弾丸を発射するエネルギー源として電力を使用し、狩猟や有害鳥獣駆除、又は標的射撃に用いられる銃である。
- 2
 - 猟銃とは、ライフル銃や散弾銃等の装薬銃をいう。
 - × 猟銃には、ライフル銃、散弾銃、空気銃、電磁石銃が含まれる。
- 3
 - 空気銃とは、圧縮された空気やガスの力を利用して金属性弾丸を発射する銃である。
 - × 猟銃とは、圧縮された空気やガスの力を利用して金属性弾丸を発射する銃である。
- 4
 - 飛んでいる鳥などの急速に移動する標的を撃つには、散弾が適している。
 - × 飛んでいる鳥などの急速に移動する標的を撃つには、ライフル実包が適している。
- 5
 - ライフル銃は、一つの弾丸を正確に照準点に命中させるための銃である。
 - × ライフル銃は、ビームを正確に照準点に命中させるための銃である。

② 猟銃の機構による分類

- 1
 - 元折単身銃は、銃身後端と機関部との結合部付近で折れる構造の銃である。
 - × 元折単身銃は、銃身の中央付近で二つに折れる構造の銃である。
- 2
 - 水平二連銃は、銃身が2本横に並べられている構造の銃である。
 - × 水平二連銃は、銃身が2本縦に並べられている構造の銃である。

- 3 ○ 上下二連銃は、銃身が2本縦に並べられている構造の銃である。
 × 上下二連銃は、銃身が2本横に並べられている構造の銃である。
- 4 ○ ボルト・アクション銃は、ボルト（^{こうかん}槓桿）式の銃であり、ライフル銃に多い。
 × ボルト・アクション銃は、排きょうや装填といった連発に必要な操作を先台を握る手で行う銃で、散弾銃に多い
- 5 ○ 自動装填式銃は、発射の際に生じる火薬のガス圧や反動を利用して、排きょうと次弾の装填が自動的に行われる連発銃である。
 × レバーアクション銃は、発射の際に生じる火薬のガス圧や反動を利用して、排きょうと次弾の装填が自動的に行われる連発銃である。
- 6 ○ スライド・アクション銃は、排きょうや装填といった連発に必要な操作を先台を握る手で行う銃で、散弾銃に多い。
 × スライド・アクション銃は、排きょうや装填といった連発に必要な操作を先台を握る手で行う銃で、ライフル銃に多い。
- 7 ○ レバー・アクション銃は、通常、引き金を囲む用心金を兼ねているレバーを作動させて、排きょうや装填を行う銃である。
 × 自動装填式銃は、通常、引き金を囲む用心金を兼ねているレバーを作動させて、排きょうや装填を行う銃である。

③ 空気銃の機構による分類

- 1 ○ 空気銃は、銃腔内にライフリングを持ち、狩猟、標的射撃競技に広く使用されている。
 × 空気銃は、銃腔内にライフリングを持ち、標的射撃競技に広く使用されている一方で狩猟には使用されていない。
- 2 ○ スプリング式空気銃は、内蔵されたスプリングの力で空気を圧縮し、その圧力で弾丸を発射する構造の銃である。
 × ポンプ式空気銃は、内蔵されたスプリングの力で空気を圧縮し、その圧力で弾丸を発射する構造の銃である。
- 3 ○ ポンプ式空気銃は、銃のポンプを手動させることで蓄圧室に高圧空気が蓄えられ、その圧力で弾丸を発射する構造の銃である。
 × プリチャージ式空気銃は、銃のポンプを手動させることで蓄圧室に高

圧空気が蓄えられ、その圧力で弾丸を発射する構造の銃である。

- 4 ○ 圧縮ガス式空気銃は、発射のエネルギー源に小型ポンベに入った圧縮炭酸ガスを利用する構造の銃である。
× スプリング式空気銃は、発射のエネルギー源に小型ポンベに入った圧縮炭酸ガスを利用する構造の銃である。
- 5 ○ プリチャージ式空気銃は、発射のエネルギー源に小型ポンベに充填された高压に圧縮された空気を利用する構造の銃である。
× 圧縮ガス式空気銃は、内蔵されたスプリングの力で空気を圧縮し、その圧力で弾丸を発射する構造の銃である。

(2) 撃発機構及び安全装置

① 撃発機構のしくみ

- 1 ○ 自分が所持する猟銃や空気銃の撃発機構及び安全装置の構造を知るとは、危害予防上重要である。
× 自分が所持する猟銃や空気銃の撃発機構及び安全装置の構造を知るとは、危害を防止する上で重要ではない。
- 2 ○ 自分が所持する銃のくせを把握することが事故を防止することにつながる。
× 自分が所持する銃のくせを把握することは、事故防止とは関係しない。
- 3 ○ 自分が所持する銃の不良箇所を見つけた場合には、銃砲店で修理してもらうなどして、常に万全の状態を維持する必要がある。
× 自分が所持する銃の不良箇所を見つけた場合でも、銃は壊れにくいものなので発射しても問題が無ければ修理する必要はない。
- 4 ○ 猟銃の撃発機構とは、実包を発射するために必要な引き金、逆鉤^{ぎやつこう}、撃鉄、撃針からなる機構である。
× 猟銃の撃発機構とは、実包を発射するために必要な引き金、逆鉤^{ぎやつこう}、撃鉄、銃床からなる機構である。
- 5 ○ 猟銃の撃発機構で、「引き金」とは、射手の意思により逆鉤^{ぎやつこう}を作動させるものをいう。

- × 猟銃の撃発機構で、「撃針」とは、射手の意思により逆^{ぎやっこう}鉤を作動させるものをいう。
- 6
- 猟銃の撃発機構で、「逆^{ぎやっこう}鉤（シアー）」とは、撃鉄を拘束又は開放する役目をするものをいう。
 - × 猟銃の撃発機構で、「逆^{ぎやっこう}鉤（シアー）」とは、撃鉄を拘束又は閉塞する役目をするものをいう。
- 7
- 猟銃の撃発機構で、「撃鉄（ハンマー）」とは、逆^{ぎやっこう}鉤の開放により撃針を打撃するものをいう。
 - × 猟銃の撃発機構で、「引き金」とは、逆^{ぎやっこう}鉤の開放により撃針を打撃するものをいう。
- 8
- 猟銃の撃発機構で、「撃針」とは、撃鉄の打撃を受けて雷管を打撃し、起爆させるものをいう。
 - × 猟銃の撃発機構で、「撃針」とは、撃鉄の打撃を受けて雷管を打撃することを抑止し、起爆させないものをいう。
- 9
- 安全子を引いた状態では引き金を引いても撃発機構は作用しないが、振動を与えれば逆^{ぎやっこう}鉤は外れる。
 - × 安全子を引いた状態では引き金を引いても撃発機構は作用せず、振動を与えても逆^{ぎやっこう}鉤は外れない。

② 引き金の重さ

- 1
- 引き金の重さを必要以上に軽くすると、衝撃などのわずかな力で暴発しやすくなり危険である。
 - × 引き金の重さを必要以上に重くすると衝撃などのわずかな力で暴発しやすくなり危険である。
- 2
- 猟銃や空気銃の引き金の重さは、射撃用は1.5kg以上、狩猟用は2kg以上が安全の目安とされている。
 - × 猟銃や空気銃の引き金の重さに安全とされる目安はないが、軽いほど暴発する危険性は低くなる。

③ 引き金の遊び

- 1 ○ 引き金の遊びは、暴発を防ぐ重要な役目がある。
× 引き金に遊びがあると、暴発を引き起こす原因となる。
- 2 ○ 引き金の遊びが小さすぎると暴発を起こしやすくなって危険である。
× 引き金の遊びが大きすぎると暴発を起こしやすくなって危険である。
- 3 ○ 引き金の「遊び」とは、引き金を引き始めたときに感じる動きが軽い範囲のことをいう。
× 引き金の「遊び」とは、引き金を引き始めたときに感じる動きが重い範囲のことをいう。

④ 次射不能と二つの原因

- 1 ○ 二発目が発射できない次射不能と呼ばれる状態の原因には、肩付けが悪いことによる場合と、引き金を引く指の戻しが不十分な場合とがある。
× 二発目が発射できない次射不能と呼ばれる状態は、肩付けや引き金の引き方が原因になることはなく、実包に原因がある。
- 2 ○ 引き金を引いた指の戻しが少ないことが原因で次射不能となった場合には、指を戻して再度引き金を引けば発射できるため、思わぬ暴発事故となる可能性がある。
× 引き金を引いた指の戻しが少ないことが原因で次射不能となった場合には、指を戻して再度引き金を引いても発射できないため、危険性は少ない。
- 3 ○ 次射不能となった際には、指の戻しが不足していた場合を考慮して、慎重に取り扱うこと。
× 次射不能となった際には、銃口を覗きながら、原因を確認する必要がある。

⑤ 薬室の閉鎖

- 1 ○ 実包等を装填する薬室の閉鎖が不完全なまま射撃をすると、火薬の燃焼ガスが隙間から噴出して思わぬ怪我をする場合がある。

- × 実包等を装填する薬室の閉鎖が不完全なまま射撃をしても、銃は密閉性が高く、火薬の燃焼ガスが隙間から噴出する危険性はない。
- 2
- 射撃をするため実包を装填した時は、薬室が完全に閉鎖されているかどうかを開閉レバーにより確認すること。
 - × 射撃をするため実包を装填した時は、薬室が完全に閉鎖されているかどうかを開閉レバーの位置で確認するのは危険行為である。

⑥ 安全装置

- 1
- 猟銃の安全装置は、振動、衝撃による暴発を防ぐ機構とはなっていない。
 - × 猟銃の安全装置は、振動、衝撃による暴発を防ぐための機構である。

(3) 銃の威力と危険範囲

① 銃の口径

- 1
- 銃の威力は口径の大小と必ずしも比例するものではなく、自分の所持する銃の威力を知ることが事故防止上大切である。
 - × 銃の威力は口径の大小と必ず比例しており、銃の威力を容易に知ることができる。
- 2
- 散弾銃の口径は、通常12番、20番というような表示方法が使用される。
 - × 散弾銃の口径は、通常ミリメートルで表示される。
- 3
- 散弾銃の番径の数字は、その口径の長さを直接示しているわけではなく、一種の重量表示法である。
 - × 散弾銃の番径の数字は、その口径の長さを直接示しているほか、威力についても表している。
- 4
- 散弾は号数によって粒の大きさが決められている。
 - × 散弾は号数によって粒の個数が決められている。
- 5
- ライフル実包の口径表示には、様々な種類があるので、自分が所持しているライフル銃に使用できる実包について確認する必要がある。
 - × ライフル実包の番径表示は、一種類で、一貫した表示方法であるため、

自分が所持しているライフル銃に使用できる実包を確認する必要はない。

- 6 ○ 空気銃の口径は、4.5ミリメートルと5.5ミリメートルのものが一般的である。
× 空気銃の口径は、6.5ミリメートルと8.5ミリメートルのものが一般的である。

- 7 ○ 空気銃の標的射撃をする場合、競技規則で使用できる口径は4.5ミリメートルと定められている。
× 空気銃の標的射撃をする場合、競技規則で使用できる口径は8.5ミリメートルと定められている。

② 弾丸の最大到達距離等

- 1 ○ 猟銃や空気銃を所持した場合には、使用する前に、弾丸の威力や、その威力の及ぶ範囲を理解しておく必要がある。
× 猟銃や空気銃を所持した場合には、銃を使用しながら、弾丸の威力やその威力の及ぶ範囲を体感する必要があり、使用する前に弾丸の威力等について理解しておく必要はない。

- 2 ○ 自分が所持する猟銃等の威力や最大到達距離を知ることは、銃所持者の責任である。
× 自分が所持する猟銃等で何メートル先の獲物を倒すことができるかを把握していれば、最大到達距離まで把握する必要はない。

- 3 ○ ライフル銃には、指先ほどの弾丸で巨大なゾウを倒すことができる威力を持つものもある。
× ライフル銃には、将来的に指先ほどの弾丸で巨大なゾウを倒すことができる威力を持つものが出てくるといわれているが現状ではそこまでの威力はない。

- 4 ○ 散弾銃は、一粒一粒の散弾はライフル銃よりも威力が弱いものの、散弾が広範囲に広がるといった特徴がある。
× 散弾銃は、一粒一粒の散弾にライフル銃とほぼ同等の威力があり、散弾が広範囲に広がるといった特徴がある。

- 5 ○ 空気銃も人を傷つけるおそれのある銃であるため、その所持者は、空気銃の威力を正しく把握しておく必要がある。
× 空気銃は、猟銃と比べると比較的威力が弱く人を傷つけるおそれはないが、空気銃の威力を正しく把握しておく必要がある。
- 6 ○ 銃の威力を過小評価することは禁物である。
× 銃の威力を小さく評価することは緊張しないためにも重要である。
- 7 ○ 発射される弾丸によって人や動物などを傷つけるおそれがある場合には、これを危険範囲としなければならない。
× 発射される弾丸によって人や動物などを傷つけるおそれがある場合には、これを危険範囲としなければならないが、人家等の建物はバックストップとなるので、これを危険範囲とする必要はない。
- 8 ○ 発射された弾丸の飛翔距離は、追い風等の状況により通常よりもさらに遠くまで飛ぶ場合がある。
× 発射された弾丸の飛翔距離は、追い風等の状況により左右されず常に一定である。
- 9 ○ 散弾銃の散弾の最大到達距離は、約515メートルとされている。
× 散弾銃の散弾の最大到達距離は、絞り（チョーク）を使用することで延長することができる。
- 10 ○ 散弾銃でライフルドスラッグと呼ばれるものを使用した場合には、最大到達距離が約700メートルに及ぶものもある。
× 散弾銃でライフルドスラッグと呼ばれるものを使用した場合でも、散弾を使用した場合と最大到達距離は同じである。
- 11 ○ ライフル銃により発射された弾丸には、最大到達距離が約4,000メートルに及ぶものもある。
× ライフル銃により発射された弾丸には、最大到達距離が約8,000メートルに及ぶものもある。
- 12 ○ 散弾銃の最大到達距離は、銃の番径ではなく、使用される散弾の号数によって決まる。
× 散弾銃の最大到達距離は、使用される散弾の号数ではなく、銃の番径によって決まる。

- 13 ○ ライフル銃の最大到達距離は、主として使用される実包の種類によって決まる。
× ライフル銃の最大到達距離は、実包の種類は関係なく、銃の性能によって決まる。
- 14 ○ ライフル銃は、数千メートルの射程があり、国内ではこのような遠距離まで人や動物が全くいない地形は少ない。
× ライフル銃は、約300メートルの射程があるが、猟場ではこのような距離に人がいることは稀である。
- 15 ○ ライフル銃を使用するときは、危害防止のため、バック・ストップ等を利用して、弾丸が必要以上に遠くまで飛ばないようにしなければならない。
× ライフル銃を使用するときは、危害防止のため、人家等の建物をバック・ストップとして利用して、弾丸が必要以上に遠くまで飛ばないようにしなければならない。
- 16 ○ 大気中では、発射角度が30度のときに最大射程となることなど、猟銃や空気銃の所持者は、どのような場合に最も遠くまで弾が飛ぶかを知っておく必要がある。
× 猟銃や空気銃の所持者は弾丸の最大飛翔距離を理解しておく必要があるが、大気中では、発射角度により最大射程が変わることはない。
- 17 ○ 猟銃や空気銃の所持者は、有効射程内はもちろんのこと、弾丸の最大到達距離までの範囲は危険距離であることを認識しなければならない。
× 猟銃や空気銃の所持者は、有効射程内は危険距離であると認識できていれば、最大到達距離までの範囲が危険距離であると認識する必要はない。

3 猟銃・空気銃の使用、保管等についての準則

(1) 猟銃・空気銃の基本的取扱い

① 銃口の向き

- 1 ○ たとえ、分解して銃身だけとなっているときでも銃口は、人のいる方向

に向けてはならない。

- × 分解して銃身だけとなっている場合を除き、銃口は、人のいる方向に向けてはならない。
- 2
 - 銃口が人のいる方向に向いていなければ、猟銃や空気銃の事故のほとんどは防止することができる。
 - × 銃口が人のいる方向に向いていなければ、猟銃や空気銃の事故の1割ほどは防止することができる。
 - 3
 - 銃を水平に保ったまま持つなど不用意に人のいる方向に銃口が向く可能性がある取扱いをしてはならない。
 - × 不用意に人のいる方向に銃口が向くことがないように、銃は水平に保ったまま持たなければならない。
 - 4
 - 銃を持つときは、銃口が絶対に人のいる方向に向かないように気をつけて取り扱わなければならない。
 - × 銃を持つときは、なるべく銃口が人のいる方向に向かないように気をつけて取り扱わなければならない。

② 引き金を引く指の位置

- 1
 - 射撃するときや銃の点検を行うなどの特別の場合を除いて、用心金の中に指を入れてはならない。
 - × 射撃するとき以外にも、なるべく用心金の中に指を入れるなどして銃に慣れておく必要がある。
- 2
 - 射撃するとき以外に用心金の中に指をいれておくと、気付かないうちに引き金を引いてしまい暴発事故を起こす場合がある。
 - × 銃に慣れるため、射撃するとき以外にも用心金の中に指をいれておくように心掛け、気付かないうちに引き金を引くことがないようにしておく必要がある。
- 3
 - 猟銃や空気銃の点検で空撃ちを行うときなどの特別の場合には、用心がねの中に指を入れても構わない。
 - × 猟銃や空気銃の点検で空撃ちを行うときや射座を移動するなどすぐに射撃を行うことが予定されている場合には、用心がねの中に指を入れても構わない。

- 4 ○ 狩猟や有害鳥獣駆除においては、獲物が確実に確認できた場合のほか、用心金の中に指を入れてはならない。
× 狩猟や有害鳥獣駆除においては、獲物が出没するおそれがある場合に、用心金の中に指を入れることができる。
- 5 ○ 標的射撃においては、射撃方向に向かって射撃準備が完了した場合のほか、用心金の中に指を入れてはならない。
× 標的射撃においては、射台に立った段階で用心金の中に指を入れ、射撃姿勢をとる必要がある。

③ 弾丸の装填の有無の確認及び脱包

- 1 ○ 銃を手にしたときや銃を発射する必要がなくなったときは、薬室に弾丸が装填されていないことを必ず確認しなければならない。
× 薬室に弾丸が装填されているかどうかははっきりしない場合は、薬室を確認することは危険であるので行ってはならない。
- 2 ○ 猟銃や空気銃を持って移動するときや、銃を手から離しておく場合は、機関部を開放するとともに、必ず脱包しなければならない。
× 猟銃や空気銃を持って移動するときや、銃を手から離しておく場合は、機関部を開放すればよく、脱包する必要はない。

④ 銃を置く場所

- 1 ○ 猟銃や空気銃を手から離すときは、銃が倒れない安定した場所に置かなければならない。
× 猟銃や空気銃を手から離すときは、脱包している場合を除き安定した場所に置かなければならない。

⑤ 実包の装填

- 1 ○ 暴発は、移動中や銃の手入れ中など発射が必要と認められない場合にも発生している。
× 暴発は、射撃や狩猟中など発射が必要と認められる場合にのみ発生している。
- 2 ○ 射撃場では、射台に立ち発射してもよい合図があった後など発射の準

備ができたとき以外は銃に弾丸を装填してはならない。

- × 射撃場では、射台に立った段階で実包を装填し、発射してもよい合図があった場合は、速やかに発射する必要がある。

- 3 ○ 狩猟等では、明らかに獲物がいる兆候が認められたときなど、発射の準備ができたとき以外は、銃に弾丸を装填してはならない。
× 狩猟等では、狩猟の現場に到着した場合には、銃に弾丸を装填することができる。

- 4 ○ 猟銃や空気銃に装填する実包等は、射撃の状況を考え、必要最小限の個数を装填するようにとどめなければならない。
× 猟銃や空気銃に装填する実包等は、射撃の状況を考え、必要最大限の個数を装填して、射撃に備えておく必要がある。

- 5 ○ 狩猟に自動銃を使用する場合であっても、猟場の状況を勘案して必要最低限の装填にとどめるべきである。
× 狩猟で自動銃を使用する場合は、猟場の状況を勘案しながらも装填可能な実包の最大数量を装填しておくべきである。

- 6 ○ 狩猟等の場合は、捕獲しようとする獲物に適した実包を使用することが大切である。
× 狩猟等の場合は、捕獲しようとする獲物が異なっても実包を変更する必要はない。

⑥ 実包の装填方法及び銃の保持

- 1 ○ 射撃場で実包を装填する場合、元折式散弾銃は銃口が水平方向より上方を向くように先台を持ち上げて薬室を閉鎖すること。
× 射撃場で実包を装填する場合、元折式散弾銃は銃口が水平方向より下方を向けたまま薬室を閉鎖すること。

- 2 ○ 実包を装填して薬室を閉鎖した後は、必ず開閉レバーの位置などにより薬室が完全に閉鎖されているかを確認しなければならない。
× 実包を装填した後は、開閉レバーの位置などにより薬室が完全に閉鎖されているかを確認することは危険であるので行ってはならない。

- 3 ○ 実包を装填するときは、実包を装填することに注意だけでなく、銃

- 口が向いている方向も常に注意しなければならない。
- × 実包を装填するときは、銃口が向いている方向よりも、実包を装填することだけに注意を集中しなければならない。
- 4
- 狩猟や有害鳥獣駆除のときには、銃口を柔らかい地面に向け実包を装填し、装填し終わってから銃口を上方に向ける。
 - × 狩猟や有害鳥獣駆除のときには、銃口を固い地面や岩などに向けた状態で実包を装填することが望ましい。
- 5
- 実包を装填した後は、銃口を上方又は射撃方向等の万が一暴発しても安全な方向に向けて保持すること。
 - × 実包を装填した後は、銃口を水平又は射撃方向等の万が一暴発しても安全な方向に向けて保持すること。
- 6
- 銃を保持するときは、誤って取り落とすことがないように確実に保持し、銃口の向きに気を配り、広い視野を確保できるようにしなければならない。
 - × 銃を保持するときは、誤って取り落とすことを前提に、落としても自身だけには被弾しないように注意する必要がある。

⑦ 猟銃・空気銃の発射

- 1
- 射撃場では、射撃場の管理者等が射撃開始の合図をしたとき以外は、銃を発射してはならない。
 - × 射撃場は、十分に安全が確保された場所であることから、自己の判断で適宜、銃を発射をしなければならない。
- 2
- 狩猟等で、獲物の確認に少しでも不安があるときは、銃を発射してはならない。
 - × 狩猟等で、獲物の全身を確認できず、特定に至らなくても、普段獲物がある場所でその可能性が高ければ、銃を発射すべきである。
- 3
- 狩猟等で、獲物以外の動物や人に当たる可能性があるときは、銃を発射してはならない。
 - × 狩猟等で、獲物以外の動物や人に当たる可能性があるときは、注意を払って発射すれば問題ない。

- 4 ○ 狩猟等で、発射する方向に人家や道路などがあるときは、銃を発射してはならない。
- × 狩猟等で、発射する方向に人家や道路などがあるときは、細心の注意を払い発射しなければならない。

⑧ 発射時の周囲の安全確認

- 1 ○ 射撃場や猟場を問わず、猟銃や空気銃を発射するときは、事前に周囲の安全を十分に確認しなければならない。
- × 猟場や射撃場であれば、猟銃や空気銃を発射する際に事前に周囲の安全を確認する必要は無い。
- 2 ○ 射撃場であっても、周囲の安全を十分に確認した後でなければ発射してはならない。
- × 射撃場は、猟場と違い事故の発生が極めて低いことから、必要最低限の安全を確認することで発射することができる。
- 3 ○ 猟銃や空気銃による射撃を行う前に、銃を安全に発射できる発射方向の範囲を事前に確認しておく必要がある。
- × 猟銃や空気銃による射撃を行う場合は、銃を安全に発射できる発射方向の範囲であったかどうかについて発射後に確認することで足りる。
- 4 ○ 猟場には、自分だけでなく、仕事やレジャーなどいろいろな目的を持った人がいることを忘れてはならない。
- × 猟場には、狩猟するためにいる人が集まるため、その人達にのみ気をつけておけば問題はない。
- 5 ○ 散弾銃を発射した場合、獲物に命中する一部の散弾以外のほとんどがいわゆる「流れ弾」となるため、弾丸の最大到達距離及び散布範囲について安全確認を行わなければならない。
- × 散弾銃を発射した場合、獲物に命中しなかった2～3散弾が流れ弾となるに過ぎないため、弾丸の最大到達距離及び散布範囲について意識しておく必要はない。
- 6 ○ 狩猟や有害鳥獣駆除における人身事故では、いわゆる「矢先」と呼ばれる銃の発射方向の安全確認不足が大きな原因の一つとなっている。
- × 狩猟や有害鳥獣駆除における人身事故では、自損行為が大きな要因と

なっており、いわゆる「矢先」と呼ばれる発射方向の安全確認不足による事故は極めて少ない。

- 7 ○ 有害鳥獣駆除のために獲物を捕獲する場合であっても、銃による事故を防止することを優先しなければならない。
× 有害鳥獣駆除の場合は、鳥獣による被害を最小限にとどめる必要があるため、銃による事故を防止することよりも、獲物を捕獲することを優先しなければならない。
- 8 ○ 散弾の散布範囲は広範囲であるため、発射前の安全確認はできるだけ広い範囲の確認を行うことが必要である。
× 散弾の散布範囲は限られているため、発射前の安全確認は必要最小限度の範囲の確認を行うことで十分である。

⑨ 水平撃ち等の抑制

- 1 ○ 平地で、猟銃や空気銃を水平にして発射すると、やぶ陰などで見えない場所にいる人を直撃して事故につながる可能性がある。
× 平地では、猟銃や空気銃を水平にして発射することで、事故を防ぐことができる。
- 2 ○ 山の斜面に沿って撃ち上げたり、逆に撃ち下ろしたりする場合は、やぶ陰などの見えないところにいる人を直撃して事故につながる可能性がある。
× 山の斜面に沿って撃ち上げたり、逆に撃ち下ろしたりする場合は、死角となる場所が少なく人を直撃して事故につながるようなことは少ない。

⑩ 跳弾がでるものに向けての発射禁止

- 1 ○ 射撃場において、銃口を地面に向けて発射すると、コンクリートの工作物等により跳弾が発生する。
× 射撃場において、銃口を地面に向けて発射すると、コンクリートの工作物等により弾が吸収されるため跳弾は発生しない。
- 2 ○ 猟場で竹やぶや石垣等に向けて発射すると、跳弾が発生して危険である。
× 猟場で竹やぶや石垣等に向けて発射しても、竹やぶや石垣等により弾

が吸収されるため跳弾が発生するおそれはない。

- 3 ○ 水面に向けて射撃をした場合も跳弾となる場合がある。
× 地面に向けて発射しなければ跳弾となる危険性は極めて低い。
- 4 ○ 跳弾は飛んでいく方向が予測できず、事故が発生する原因となる。
× 跳弾は飛んでいく方向がある程度予測できるため、対策を講じることで容易に事故の発生を防ぐことができる。

⑪ 不発の場合の措置

- 1 ○ 引き金を引いて撃鉄が落ちてもすぐに弾丸が発射されず、やや時間をおいてから発射されることを遅発という。
× 引き金を引いて撃鉄が落ちてもすぐに弾丸が発射されず、数十分間をおいてから発射されることを遅発という。
- 2 ○ 遅発のときは、10秒程度そのままの姿勢で銃口を安全な方向に向けたまま、銃を確実に保持し、その後、不発と判断して機関部を開放する。
× 遅発のときは、速やかに機関部を開放した後、10秒程度銃口を安全な方向に向けて銃を確実に保持しておく必要がある。
- 3 ○ 弾丸が不発であった場合でも、火薬類には変わりがないため適切に措置しなければならない。
× 弾丸が不発であった場合は、火薬類としての機能が失われているため、一般ゴミとして確実に廃棄しなければならない。

⑫ 疲労時における狩猟の中止

- 1 ○ 疲れてくると、注意力が散漫になり、各種の事故を引き起こしやすくなる。
× 疲労の有無と各種事故の発生とは一切関連がないため、体調を気にする必要は無い。
- 2 ○ 事故防止のためには、疲れを感じたら狩猟を中止し、疲労を回復してから狩猟を再開するような配慮が必要である。
× 疲れを感じた際には、狩猟を中止する必要があるが、同行者がいる場合は、狩猟を続けても問題はない。

⑬ 銃の目的外使用の禁止

- 1 ○ 猟銃や空気銃を、射撃をする目的以外の道具として使用することは、暴発事故や銃の故障を引き起こす原因となるため、絶対にしてはならない。
× 猟銃や空気銃を、射撃をする目的以外の道具として使用することは、銃の取扱いに慣れるためにも大切であり推奨されるものである。
- 2 ○ 猟場等で足場が悪かったとしても、銃を杖がわりに使用してはならない。
× 猟場等で足場が悪い場合は、銃を杖がわりに使用し転倒等による暴発を防ぐ必要がある。

⑭ その他

- 1 ○ 銃砲や射撃に関するルールやマナーが分からないときは、積極的に猟銃等射撃指導員等に相談・質問して、正しいルールやマナーを身に付けなければならない。
× 射撃に関するルールやマナーは、経験を積む中で身につけるものであり、射撃指導員等の指導者から教えてもらうものではない。
- 2 ○ 射撃に関するルール違反やマナー違反で注意を受けたときは素直に従う寛容さが事故防止の上で大切である。
× 射撃に関するルール違反で注意を受けたときは、自分自身で納得した場合にのみ従わなければならない。
- 3 ○ 自分自身や友人が猟銃や空気銃を扱うときに誤った取扱いをしないように、お互い注意し合わなければならない。
× 自分自身や友人が猟銃や空気銃を扱うときに誤った取扱いをしないためには、お互い注意し合うということはせず、射撃指導員等から指導されるまで待っていた方が良い。
- 4 ○ 銃の薬室や弾倉が空だと分かっていたとしても、実包が装填してあるものとして適切に取り扱う必要がある。
× 銃の薬室や弾倉が空だと分かっている場合は、銃として取り扱う必要はない。

- 5 ○ 機会あるごとに、銃の薬室及び弾倉内の実包装填の有無を確認することが暴発事故を防止する効果的な方法である。
 - × 機会あるごとに、銃の薬室及び弾倉内の実包装填の有無を確認することは、暴発事故を防止する効果的な方法とはいえ、可能な限り脱包する回数を減らすことが暴発事故を防止する効果的な方法である。

- 6 ○ こまめに脱包することが暴発事故を防止する効果的な方法である。
 - × 可能な限り脱包する回数を減らすことが暴発事故を防止する効果的な方法である。

- 7 ○ 銃を発射した結果、思いもよらない方向にいた人に当たって怪我を負わせた場合の責任は、全て発射した人の責任である。
 - × 銃を発射した結果、思いもよらない方向にいた人に当たって怪我を負わせた場合の責任は、当たった人の責任である。

(2) 使用前の注意事項

① 銃の選定

- 1 ○ 銃は、使用する人の技量、体力及び使用する実包との組み合わせ等を考え、最適なものを選定しなければならない。
 - × 銃は、使用用途に適したものであれば、使用する人の技量、体力等を考慮する必要はない。

- 2 ○ 猟銃や空気銃の所持許可を受ける前に、練習射撃場に備え付けてある種々の形式の猟銃や空気銃で射撃を行い、銃の選定に役立てることができる。
 - × 猟銃や空気銃の所持許可を受ける前に、射撃が出来る制度はないため、銃を選定する場合は、各種資料で確認する必要がある。

- 3 ○ 最初に銃を選定する場合には、信頼できる銃砲店や射撃指導員等の意見を参考として選定する方が失敗が少ない。
 - × 最初に銃を選定する場合には、銃砲店や射撃指導員等の意見は参考とせず、自分自身が気に入った銃を選定すると失敗が少ない。

② 銃の機能の安全点検の励行

- 1 ○ 銃身に亀裂が入っていたり、ゆがんだ銃で射撃をすると、重大な事故を引き起こすことがある。
× 銃は金属で出来ていることから多少の亀裂やゆがみがある状態で射撃をしても問題は無い。
- 2 ○ 薬室の閉鎖が不完全な銃で射撃をすると、重大な事故を引き起こすことがある。
× 薬室の閉鎖が不完全な銃で射撃をすると、脱包しにくくなることはあっても事故を引き起こすようなことにはならない。
- 3 ○ 木の葉、雪などの異物が銃腔内に詰まったまま射撃をすると銃身破裂の原因となることがある。
× 実包は金属製であることから、木の葉、雪などの柔らかい物が銃身に詰まっても、故障することはない。
- 4 ○ 銃口を明るい方向に向けて薬室側から銃身をのぞくと、異物があるかどうか確認することができる。
× 銃身の異物の有無は銃口から銃身をのぞいて確認する。
- 5 ○ 銃口を明るい方向へ向けて薬室側から銃身をのぞくと、銃腔内に映る銃口の影が同心円になっているかどうかで銃身の変形を確認することができる。
× 銃身の変形の有無は銃口から銃身をのぞいて確認する。
- 6 ○ 自動銃の場合、銃身内部を薬室側からのぞくことができないので、銃身部に異常を認めた場合は、銃身を取り外して確認する必要がある。
× 自動銃の場合、銃身部に異常を認めた場合は、銃身を取り外さずに確認する必要がある。
- 7 ○ 安全装置の確認を行うときは、最初に実包が装填されていないことを確認した上で、行わなければならない。
× 安全装置の確認を行うときは、引き金の不具合の有無を確認した後に、実包が装填されていないことを確認しなければならない。
- 8 ○ 安全装置の確認事項は、安全子がスムーズに操作できるか、ゆるみがない

- いか、確実に引き金を作動しないようにできるかなどである。
- × 安全装置の確認事項は、安全子がスムーズに操作できるか、ゆるみがあるか、確実に引き金を作動するようにできるかなどである。
- 9
- 引き金が軽すぎると暴発しやすくなり、また、極端に重すぎると引き金を引くタイミングを失うことになる。
 - × 引き金が極端に軽すぎたり重すぎたりしても引き金は、動作するので、できるだけ軽い方が射撃がしやすい。
- 10
- 引き金の遊び及び引きしろは、暴発や、命中、失中に関係する。
 - × 引き金の遊び及び引きしろは、暴発や、命中、失中とはあまり関係ない。
- 11
- 引き金の重さや、遊びに異常を感じたときは、直ちに、専門の技術者に調整してもらうことが必要である。
 - × 引き金の重さや、遊びに異常を感じたときは、直ちに、自分で調整するか知識や経験が豊富な猟銃等の所持者に調整してもらうことが必要である。
- 12
- 先台が確実に装着されていなかったり、ゆるみがあると、銃を発射したときに先台が外れ、事故の発生につながる。
 - × 先台は確実に装着されていると、銃を発射したときに先台が外れ、事故の発生につながるため、ゆるみをもたせておく必要がある。
- 13
- 先台を装着したときは、掌で先台の下部を軽くたたいて、確実に装着されているかを確認しなければならない。
 - × 先台を装着したときは、掌で先台の下部を軽くたたいて、ゆるみをもたせて装着されているかを確認しなければならない。
- 14
- 銃身部、銃床部及び機関部等の接合部分にゆるみがある銃を発射すると、銃がバラバラに分解することがあり非常に危険である。
 - × 射撃中に銃が分解することを避けるため、銃身部や機関部等の接合部分にはゆるみを持たせ、遊びを持たせておく必要がある。
- 15
- 銃を組み立てたときは、銃を垂直にして銃床部の下を支えて軽く揺するなどして接合部分のゆるみの有無を確認する必要がある。
 - × 銃を組み立てたときは、分解してしまうことを防ぐため、接合部分を触って確認してはいけない。

(3) 猟銃・空気銃の保管の一般準則

- 1 ○ 猟銃や空気銃は、狩猟や標的射撃など正当な目的で携帯しているとき、又はそのために運搬している時以外は、全て保管とみなされる。
× 猟銃や空気銃は、狩猟や標的射撃など正当な目的で携帯しているとき、又は親族に運搬を依頼した場合以外は、全て保管とみなされる。
- 2 ○ 銃の保管が適切に行われないと、盗難や紛失などにより、その銃が他人の手にわたり犯罪に使用される危険性がある。
× 銃の保管が適切に行われると、盗難や紛失などのリスクは低くなるが、緊急時に他の者が取り出せないといった不具合が生じるため限られた人に保管庫の合鍵を渡しておく必要がある。
- 3 ○ 銃の保管が適切に行われないと、その銃を子供等が持ち出して事故になる危険性がある。
× 銃の保管が適切に行われないと、その銃を子供等が持ち出して事故になる危険性があるため、銃に触れる可能性のある子供等には、日頃から銃に触れさせ慣れさせておく必要がある。
- 4 ○ 許可を受けて猟銃や空気銃を所持する者は、その銃を他人に勝手に使用されることがないように適切な保管をしなければならない。
× 許可を受けて猟銃や空気銃を所持する者は、その銃を家族以外の者に勝手に使用されることがないように適切な保管をしなければならない。

① 自宅での保管

- 1 ○ 猟銃や空気銃は、基準にあったガンロッカーに入れ、施錠をして保管しなければならない。
× 猟銃や空気銃は、無理のない範囲で基準にあったガンロッカーに入れ、施錠をして保管しなければならない。
- 2 ○ 猟銃等を保管するガンロッカーの鍵は自分で管理して、自分以外の人
が銃を持ち出すことができないようにしなければならない。
× 猟銃等を保管するガンロッカーの鍵は自分又は家族が管理して、それ
ら以外の人
が銃を持ち出すことができないようにする必要がある。
- 3 ○ 猟銃や空気銃を保管するためのガンロッカーは、材質、鍵等について一

定の基準を満たす必要がある。

- × 猟銃や空気銃を保管するためのガンロッカーは、材質、鍵等の基準はないことから、使いやすいものを選ぶ必要がある。
- 4
 - 標的射撃や狩猟等を終了したときは、猟銃や空気銃から実包等を確実に抜いておかなければならない。
 - × 標的射撃や狩猟等を終了したときは、帰宅して手入れをする際に、猟銃や空気銃から実包等を確実に抜かなければならない。
 - 5
 - 翌日に狩猟等に行くため銃を持ち出す予定があっても、絶対に実包を装填したまま保管するようなことがあってはならない。
 - × 翌日に狩猟等に行くため銃を持ち出す予定があるなど正当な理由や目的がある場合は、実包を装填したまま保管することができる。
 - 6
 - 修理等のため銃砲店に銃を預けているときなど特別な場合を除き、猟銃や空気銃の所持許可者はその銃の保管について全ての責任を負わなければならない。
 - × 修理等のため銃砲店に銃を預けているときなど特別な場合を除き、猟銃や空気銃の所持者とその家族は、その銃の保管について責任を負わなければならない。
 - 7
 - 猟銃や空気銃の所持者は、たとえ家族であっても銃に触れさせることがないように日頃から注意しておくことが大切である。
 - × 猟銃や空気銃の所持者は、家族以外の人から銃に触れることがないように日頃から注意しておくことが大切である。
 - 8
 - 猟銃や空気銃の所持者で、特に子供のいる家庭では、子供が面白半分に銃を持ち出すことができないよう、確実な銃の保管及び鍵を管理する必要がある。
 - × 猟銃や空気銃の所持者で、特に子供のいる家庭では、子供に対し、銃の怖さに加え、確実に銃と鍵を管理するよう教えておく必要がある。
 - 9
 - 長期間自宅を留守にする場合など、銃を自ら保管することが困難な場合は、猟銃等保管業者に銃の保管を委託することが必要である。
 - × 長期間自宅を留守にする場合など、銃を自ら保管することが困難な場合は、家族に銃の保管を依頼することが必要である。
 - 10
 - ガンロッカーは盗難防止のため、押し入れの中など人目に付きにくく、

銃の管理がしやすい場所を選んで設置しなければならない。

- × ガンロッカーは、玄関など人目に付きやすく、銃の出入れがしやすい場所を選んで設置しなければならない。
- 11
- ガンロッカーは、盗難防止のため、柱や壁に固定するなどして容易にガンロッカーごと銃を盗み出されないようにしなければならない。
 - × ガンロッカーは、盗難等による被害を防止するため定期的に位置を変更する必要がある、柱や壁に固定せず容易にガンロッカーを動かすことができるようにしておく必要がある。
- 12
- 盗まれた銃が犯罪等に悪用されないように、先台やボルト等銃の重要部品は、銃とは別の鍵の掛かる設備に保管することが望ましい。
 - × 盗まれた銃が犯罪等に悪用されないように、先台やボルト等銃の重要部品は外すことが望ましいが、銃とは別の鍵の掛かる設備に保管することは紛失するおそれが高まるため望ましくない。

② 宿泊施設等に宿泊するときの保管

- 1
- 一般に、狩猟等の際に宿泊する場所には、ガンロッカーの設備はないが、自宅で保管する場合に準じて保管する必要がある。
 - × 一般に、狩猟等の際に宿泊する場所には、ガンロッカーの設備はないため、部屋の隅等の目立たない場所に置いておくことで足りる。
- 2
- 宿泊施設で保管する場合、例えば、銃は施錠したケースに入れ、部屋の押し入れ等目立たない場所で保管するなどの配慮が必要である。
 - × 宿泊施設で保管する場合、貴重品としてフロントで預けなければならない。

③ 射撃場における保管

- 1
- 射撃場で食事をとるときなど射撃以外のときは、銃の保管設備がある場合は、銃と重要部品を別々に保管して、確実に保管設備に保管する必要がある。
 - × 射撃場で食事をとるときなど射撃以外のときは、銃の保管設備がある場合は、銃と重要部品を一緒に収納し射撃場内での紛失に努める必要がある。

- 2 ○ 保管設備のない射撃場では、銃を常に自分の身の回りに置いて保管・管理しなければならない。
 - × 保管設備のない射撃場では、車のトランクに施錠して収納して保管・管理しなければならない。

- 3 ○ 自動車のトランクは、銃を保管するための専用の設備とはいえない。
 - × 自動車のトランクは、一定の施錠設備を有している場合に限り、銃を保管するための専用の設備とすることができる。

- 4 ○ 射撃場に射撃に行くときは、射撃をする予定がない不要な銃を自宅等から持ち出さないようにしなければならない。
 - × 射撃場に射撃に行くときは、射撃をする予定がない銃も盗難防止のために自宅等から持ち出さなければならない。

④ 保管の委託

- 1 ○ 猟銃等保管業者とは、猟銃等販売事業者、指定射撃場等の設置者等で、公安委員会に届け出て猟銃等の保管を業務とする者をいう。
 - × 猟銃等保管業者とは、猟銃等を保管する意思を有し、一定数量以上の保管設備を有する者をいい、貸倉庫等を営む者が猟銃等を保管する意思を有している場合は、公安委員会に届け出ることなく業務を行うことができる。

4 実包の運搬及び保管についての一般準則

(1) 実包の運搬

① 運搬の数量限度を守ること

- 1 ○ 公共交通機関を利用して実包を運搬する場合に、決められた数量を超えるからといって、許可を受けていない同行者に分けて持ってもらうことはできない。
 - × 公共交通機関を利用して実包を運搬する場合に、決められた数量を超える場合は、同行者などに分けて持ってもらう必要がある。

② 完全な包装をすること

- 1 ○ 実包を隙間のある状態で箱詰めして運搬すると、運搬中に実包が傷つくおそれがある。
× 運搬中の実包の損傷を防ぐため、実包は隙間のある状態で箱詰めして運搬する必要がある。
- 2 ○ 実包は重量があるため、容器もその重量に耐えられる丈夫なものが必要である。
× 実包は重量があるため、容器は耐久性よりもプラスチック等の軽量で持ち運びが容易であるかを重視する必要がある。

③ 違法な運搬手段は執らないこと

- 1 ○ 運送業者に実包を運搬させる場合には、内容物を偽って運ばせてはならない。
× 運送業者に実包を運搬させる場合には、事故防止のため、実包と分からないように内容物を偽って運ばせる必要がある。
- 2 ○ 自動車で狩猟等に行く場合、車内に実包を置いたまま車両を離れてはならない。
× 自動車で狩猟等に行った場合、山中での紛失等を防止するため、必要な個数の実包を持ち出し、その他の実包は車内に置いたまま車両を離れることが望ましい。

④ 銃と一緒にケースに入れられないこと

- 1 ○ 猟銃と実包を同一のケースに入れて運搬してはならない。
× 猟銃と実包は同一のケースに入れて運搬する必要がある。
- 2 ○ 猟銃と実包を同じケースに入れて運搬することは、盗まれた場合に犯罪に使用される危険性が高くなる。
× 猟銃と実包を同じケースに入れて運搬することは、紛失を防止するためにも望ましい。

(2) 火薬類の保管

① はっきりと種類を表示すること

- 1 ○ いろいろな種類の火薬類を保管する場合、適合する銃や購入日、手詰めの際の使用薬量等を表示して、誤りを防がなければならない。
× いろいろな種類の火薬類を保管する場合、銃と火薬類の盗難等による二次被害を防止するため、適合する銃や手詰めの際の使用薬量等を表示することは避けなければならない。

② 変質しない保管場所を選ぶこと

- 1 ○ 手詰め用火薬や銃用雷管の保管は、高温多湿な場所や火気の近くに保管することを避けなければならない。
× 手詰め用火薬や銃用雷管の保管は、高温多湿な場所に保管し、火気の近くに保管することは避けなければならない。
- 2 ○ 装弾ロッカーは、盗難防止に配慮した場所に設置しなければならない。
× 銃と実包の管理を徹底するため、装弾ロッカーは、可能な限り銃の保管設備の近くに設置しなければならない。

③ 手詰めの際の注意

- 1 ○ 実包を自分で作る場合は、作業中の火気の手扱いに十分な注意が必要である。
× 実包を自分で作る場合は、作業中よりも作業後の火気の手扱いに十分な注意が必要である。
- 2 ○ 実包を自分で作る場合は、火薬の量をメーカーが指定する基準に従って装填するよう十分な注意が必要である。
× 実包を自分で作る場合は、メーカーが指定する火薬の量よりも、猟場の状況や標的射撃の種目に応じて、自分の経験と勘で装填することが重要である。